

第2回中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会
平成14年6月24日(月)

では、定刻となりましたので、第2回中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。進行係を務めさせていただきます。よろしくお申し上げます。

本日、委員の出席関係でございますけれども、磯部委員、小幡委員におかれましては、途中からご出席いただけるというご連絡を受けております。また、片山委員、小峯委員におかれましては、本日、ご欠席とご連絡をいただいております。

また、事務局側でございますけれども、海岸省庁ということで幹事制をとっておりまして、本年度、私ども河川局が幹事ということになりました。

では、議題に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思っております。本日の資料といたしまして、お手元のほうには、議事次第、1枚紙になりますけれども。あと、委員名簿という形、これも1枚でございます。

資料ナンバーといたしまして、枝番をつけさせていただいて、2回目の資料という意味で資料2というのを最初につけさせていただいております。資料2-1「第1回検討会の論点の整理」、横型のものでございます。資料2-2「中期計画の位置づけとポイント」、資料2-3「海岸の保全に関する政策目標」、資料2-4「海岸保全を進めるに当たっての重要事項」、資料2-5といたしまして、縦型で使っておりますけれども「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方(案)」、資料2-6ということで「パブリックコメントの実施について」、1枚紙でございます。

「参考資料」という形で、21日に開催されました経済財政諮問会議で議論されました「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」のところの第4部の社会資本整備のあり方のところの抜粋をおつけしてございます。

本日用意いたしました資料、以上でございます。不足等がありましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、この後の議事進行を座長にお願いいたします。よろしくお申しいたします。

それでは、以降の議事進行を私のほうでさせていただきたいと存じます。

本日は、主要な議題が4つほどございまして、その他を入れまして5つになります。一応、5時閉会という予定でございますが、時間は十分にございますので、ひとつ忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

そこで、まず、議題の第1でございますけれども、これは「中期計画の位置づけとポイント」についてということでございます。これにつきまして、事務局のほうから説明をひとつお願いしたいと思います。どうぞよろしく。

説明させていただきます。よろしくお申しいたします。

まず、「中期計画の位置づけとポイント」という説明に入る前に、幾つかご了解いただきたい点がございまして、ご説明させていただきます。

事前にご意見をいただくために、各委員の先生方にはお配りさせていただきました資料がございまして、本日配付させていただきました資料は、それに修正を加えてございますので、一部変わっているところがございまして、ご了解いただきたいと思います。

それから、2番目でございますが、後ほど、資料2-6でパブリックコメントについてご審議いただくこととなりますが、当初、第1回、前回の検討委員会では、この第2回検討委員会後にパブリックコメントを実施しまして、第3回の検討会にご報告の予定という説明をさせていただきました。事務局のほうでいろいろと、実際の現状の数字等の調査を進めてまいりまし

たけれども、ご提示に耐えるような精度を持った数字が、きょう現在、少し間に合わないという状況でございますが、申しわけございませんが、第3回以降に正確な数字を含めまして、パブリックコメントのほうを実施したいと考えてございますので、そのスケジュールのご了解をいただきたいと考えてございます。

第3回以降のパブリックコメントにつきましては、第3回でご提示させていただきます資料を中心に実施をしてみたいと考えてございます。

本日は、具体の数字は入ってございませんが、第1回のご指摘いただきましたものを含めまして、資料のほうの説明をさせていただきたいと思っております。主に資料2-2、2-3、2-4をそれぞれ項目ごとにご説明させていただきたいと考えております。

説明のほうは、同じものを画面のほうで表示させていただきますので、そちらを使いまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、海岸保全の中期計画の位置づけでございますが、これは第1回の検討会のときにご説明させていただきましたが、ちょっとおさらいの点も含めまして、もう一度確認させていただきます。

海岸保全基本方針、海岸法の流れでは、それに基本計画というものができてくるということでございます。これは定量的に示したものをグランドデザインという形で、仮の名前でございますけれども、そういうものを受けたものをつくる。実際に事業の実施は各年度ごとのものがございますので、その中間的なもの、5年間ぐらいのものをめどにしたものを中期計画ということで、具体的なアウトカム指標で示していこうというような位置づけになってございます。

第1回の検討会の中では、計画のフィードバックの状況がよくわからない、それから、前提条件が変わるのか変わらないか、変わったときにどう対応するのかというようなご疑問が出ていたわけでございますが、今回につきましては、中期計画そのものにつきましても、経済社会の変化に対応しまして、計画期間の途中でも必要に応じて見直しを行っていくということが1点でございます。

それから、必要に応じまして、グランドデザイン、それから海岸保全基本方針のほうにフィードバックも行っていくということで、この点につきましては、もう少し明確にさせていただいたという点でございます。

続きまして、新しい中期計画のポイントでございます。前回までの第6次七箇年計画との比較を行ったものでございます。

まず、第1回のご意見としましては、5年程度の期間で緊急的に必要な量を把握しておくことが必要であろうというご意見が出てございます。

それから、国民にわかりやすく提示していく必要がある。それによって、海岸事業そのものに対するご理解も増進するというようなご意見が出てございます。

内容のほうでございますが、従来の七箇年計画のほうにつきましては、整備量を示していたというところでございます。また、国と地方の分担の点につきましては、必ずしも明確になっていない点がございました。

今回の中期計画でございますけれども、目標の、このところに3つのポイントがございますが、わかりやすくということで、アウトカム指標を政策目標ということで明示をしていくという形を考えてございます。これに伴って整備量もあわせて明示をするということでございます。

2点目は、国と地方の役割の明確化でございますが、これは項目ごとに、後ほどまた詳細にご説明させていただきますが、項目によって国と地方の役割の分担の仕方も変わってくるというご指摘が第1回の中で出てございますので、項目によって国と地方の役割の分担の仕方を変えているということで、この関係を明確化させていただきました。

それから、第1回の検討会でもご説明申し上げていますが、これらの政策目標を達成してい

くために必要な項目につきましては、重要事項ということで、政策目標のほかに明示をさせていただいているという点がございます。

それから、進め方のポイントのほうでございますけれども、少し先ほどの説明とダブりますが、従来は事業量を国、海岸管理者が決めまして、国民の皆さん方に示していく、矢印が1方向になっていたというところでございますが、今回の点につきましては、説明責任という観点から、わかりやすいということでアウトカム指標を採用しております。また、国民の皆さん方の意見の反映ということで、パブリックコメントを実施しまして、進め方につきましても前回と変えていこうと考えているところでございます。

政策目標の具体的な内容でございます。これは2つございまして、1枚目、これは特に安全にかかわるような項目を大項目、政策目標として掲げているものでございます。

それから、環境利用の面を政策目標の2ということで、2つの目標をあわせて整理させていただいたものということでございます。

それぞれの政策目標を小項目としまして、こちら側4つ、後ほどのものは3つでございますが、全部で7つの小項目に示させていただきまして、それぞれのものにつきまして、具体的なアウトカム指標の整理をしているというところでございます。

この各指標につきまして、先ほどのランドデザインに該当する最終目標値、それから現状値、その中間として、この5年間に目指す目標値というものを、それぞれ整理させていただいております。

それから、それを実施するに当たっての具体的な実施の方策、それから中期的な対応という形で整理をさせていただいているところでございます。

これにかかる経費のほうでございますが、これにつきましては、今後、少し記述するかどうかについても検討を進めてまいりたいということでございまして、今回はこのところに記述はしてございません。

それから、先ほどの国と地方の役割の部分でございますけれども、3色に色分けしてございます。1番目のカテゴリーが赤でございまして、これにつきましては、国が主体的な役割を果たすものであり、アウトカム指標、それから目標値、これは国全体と申しますか、全国共通のものとして進めていくべきものということで整理をさせていただいております。

それから、2番目の黄色のカテゴリーでございますけれども、これにつきましては国と地方が一体となって進める、取り組むべきものであります。アウトカム指標そのものにつきましては、これは全国共通ということでございますが、数字のほうにつきましては、これは各地域の特性があるということでございます。現在、地方公共団体からのアンケート調査で数字が今とりまとめ作業中でございます。これが固まりまして、現時点の目標値であるということを示させていただきますが、これは先ほど、赤色の目標値とちょっと性格が異なっておりまして、現時点での数字である。絶対これは目標達成するというものではなくて、変わり得るという意味も含めまして括弧書きで1番目の数字と少し区別をしているというものでございます。

3番目の青色でございますけれども、これにつきましては地方が主体的な役割を果たすべきものであるということでございまして、アウトカム指標につきましても、あくまでも例示ということでございます。地方地方によって、地域によってまた違う数字、違うアウトカム指標も出てくるということもあろうかということでございます。また、当然、目標値につきましても、最終的なもの、また中間的なものは決めてない。現状を把握するというような状況の整理をしていきたいと考えているところでございます。

以上が第1回、特にここに関するご議論が多かったところでございますが、それを受けまして、中期計画の位置づけと、それから前回のものとの比較と申しますか、ポイントということでまとめさせていただきました。

以上でございます。

今の議題1の中期計画の位置づけについて、ご説明がございましたけれども、これにつきまして何かご質問、ご意見がございませんでしょうか。ございましたら、どうぞ。

前回の議事録にも載っていると思うのですが、私、前回何点が申し上げて、今回評価できる点は、もちろん海岸保全基本方針のところへのフィードバックに入ってきた、これは非常に重要なことで、中期計画をつくっていくこと自体、大きなランドデザインに対して、もう一回フィードバックをかける、これは非常によろしいことではないかと思えます。

ただ、各論になってきますと、これは非常に細かいことにこだわるようなんですが、非常に本質的な問題なので申し上げておきたいんですけれども、「美しい」という言葉がかえられていない。これは、非常に本質的なので、申し上げたいと思えます。

というのは、今のご説明でも、例えばこの絵を見ても、アウトカムが小項目に落ちていったときに、美しいというのは、だれがどうやって評価するのか、これは明示的ではありませんよね。「後世に残すべき白砂青松等の優れた自然景観の数」となっています。したがって、これは、例えば上のほうであれば、何キロメートルだとか、ヘクタールだとか、そういう概念はもちろんつくれると思うのですが、今世界で、我々の社会で求められていることは、アウトカムにしても、明確な評価体系なわけです。そのときに、評価主体が一体だれかというのが明確でないものについて評価するって、これは極めて問題が大きいわけです。それで、これはぜひ伺いたいのですが、これはどなたが美しいと判断するか。美しいか、美しくないかというのは非常に、前回も申し上げましたが、個人的な話なんです。それを、例えば美しい景観というのは、もちろん、ぱっと聞くと、非常によさそうに思うのですけれども、美しいというのは何か明確ではないと、例えば、別の目標と非常にバッティングする可能性があるわけです。例えば、豊かな環境というのと、美しい環境というのは、必ずしも同じとは言えないわけです。例えば、安全な環境というのと、美しい環境というの、多分一致はしない。

それで、美しいという概念にこだわっている理由は、こういう国の中期計画という非常に重要なナショナルプランニングに近いところで、個人の価値観に非常に強い関係をしているところを、もし打ち出すとすると、説明責任が発生するわけです。ですから、美しいということ、では、これはどうやって定義するんですかと、もし聞かれたときに、答えなければいけない。

前回申し上げて、どうしてここに残っているのか、疑問なんです。まずその点について教えていただきたいのですが。

「美しい」に関しましては、第1回の検討会のときにご指摘いただいたことを承知してございます。私どもの整理としましては、この「美しい」は海岸環境にかかる言葉というふうに考えてございまして、基本方針からスタート、基本方針が固定というわけではございませんが、基本方針の表記としまして、海岸環境を、目指すべき環境を「美しい」という言葉で代表したという意味合いがございまして、この「美しい環境」をという言葉がそのまま目標といたしますが、アウトカムの小項目まで残しているというのが1つございます。

それから、美しいの、だれが定義、評価するかということでございますけれども、特に、先ほど申し上げましたけれども、2-2のところではございまして、こちら辺の部分に該当していくところが「美しい」に該当する項目になっていくところでございまして、これにつきましては、各地方の特性、地方のほうで美しいところ、それから、すぐれたところというご判断をいただいたところを提示していただいて、目標値といいますが、最終目標値に積み上げていこうというところでございます。国全体でこういう基準があるという感じではなくて、それぞれの地域の基準で積み上げた数値になっていくと考えてございます。

今のまず最初のご説明のほうは、この前ご発言したのは、環境を代表する指標として「美しい」という言葉が使われたと言っているんです。ですから、まずその概念で、美しいというのが重要なのではなくて、環境が重要だというご説明だったと思うんです。ですから、そ

という文脈からいうと、別に美しいにこだわる必要は全くないのではないのでしょうか。ですから、今回の中期計画とランドデザイン等々で見直すということは可能と言っているわけですから、そこに書いてあるものが、前提条件だというご発言だと、ちょっと矛盾するのではないかと、これが1点です。

それから、2番目に、地方で美しいといっても、地方でもいろいろな人がいるわけですね。ですから、今言われたことも、実際はあまり十分なお説明に実はなっていないくて、要するに、この地方は美しい、それはいろいろな国民全体で、例えばここは美しいという、例えば天の橋立は美しい。しかし、今の天の橋立の砂防の事業が美しいかどうか、非常に難しいですね。ですから、今言われたことでは、多分、これが一般に公開され、一般というのは普通、全員ということではなくて、そういうことに関心がある、例えばほんとうに、私、これは前、国土審議会で申し上げたんですけれども、美しいという概念については、ほんとうに、美学の専門家に聞いて、何が美しいですかということ、多分答えはないと思うんですよ。ですから、そういうことに耐えられるような、ここでそういう中期計画がつかれるのでしょうか。

前段の概念整理のところでございますので、この委員会の中でご検討いただいて、違う言葉があがってくれば、それはフィードバックするという形になるかと思うんですけれども、当然、前提条件としまして、目指すべきビジョンの議論があったということでございます。そのときに議論された結果として、こういう代名詞というか形容詞が、目指すものが固まったといいますか、一定決まっているというところでございます、それをがらっと変えるような環境の変化が今のところ、12年度にでき上がった後、ないというふうに考えておきまして、そのまま使わせていただいたというところでございます。

美しいという概念は、必ずしも個人的な価値観とは、私は思わないんですよ。やはり、それなりに美意識というものがある。それから、それを論理的に説明するというような対象のものでは、もともとないと思うんですね。基本的には感性的なものである。

だから、それを国民の皆さんに説明するときに、言葉であれこれ、これこれとは、なかなか出てこないと思うけれども、ただ、今までも海岸百選とか、何とか百選とか、そういうようなことで、それなりのわかっているだろう人にいろいろ選をさせていただいて挙げていますね。ここはいい環境だとか、ここは何だとかというようなことをね。

もしそれが、我々がこう出させてもらう美しさの中に、新たな根拠を持たずならば、そういう方々によって、一応は選定されたものであるとか、認定されたものであるとかというような形でしか決着はつかないのではないかなという気がするんですけれどもね。

これは、今、「美しい」という言葉をめぐって、いろいろな意見が出ていますけれども、法律のほうでも、例えば、都市計画など見ますと、美観地区とか風致地区とか、あるいは国立公園などでも風光明媚な地区という概念も出てくるわけですね。従来は、どちらかといいますと、それは役所が美しいと認めるものを美しいというふうに考えていたんですけれども、そうでない時代が来たということまでは言えるわけですね。ただしかし、それをだれが判定するかということになりますと、なかなか難しいので、やはり、今おっしゃったように、しかるべきところで、よく雑誌なんか見ますと、全国できれいなところはここだというようなことがいろいろ出たりしていますね。そういう人たちも含めて、やはり美しいという、現代の価値観の中での美しさというのが、おのずから決まっていくのではないのでしょうかね。

そういった意味で、前回も話が出ましたが、海岸の近くに住んでいる方と、たまに海に来て海水浴をしたり、あるいはマリンスポーツをしたりして利用する方とは、海に対する見方、かなり違うと思うんですね。いつも住んでいらっしゃる方は、やっぱり自分らの生命、身体、財産が大事ですから、多少景色が悪くても、ちゃんとした防波堤があってほしいと思う人もたくさんいるだろうと思うんですね。たまに行く人は、あれは非常に醜い、だから、あんなものないほうが良いと思うので。前回も、そういう海に対する居住者と利用者との意識のギャ

ップみたいなものを、やっぱりもっと埋めていく必要があるのではないかと、こういう話が出ていたかと思うんですね。そういった問題とも関連するのではないのでしょうか。

いろいろなご意見が多分あると思うんですが、前回は座長が、例えば、環境であれば、豊かだということを書いていらっしやいましたね。それで、そういう言葉に変えたらどうかという、ご提言がそのときにあったのではないかとというふうに認識しているんですけども、今のお二人の委員の方のお話に、私はそれなりにももちろん理解できますけれども、その美しいの、おのずから決まるという、例えば、では有識者の方だとかが決めるとのことだとすると、例えば、それは民間がそういうことを言って、雑誌に書くとか、そういうのは自由におやりになればいいと思うんです。ですから、それはそれで、そこが責任でやっていらっしやるわけですね。ですから、例えば百選というの、ある、例えば投票だとか、そういうことで決めて、出てくるわけですね。それは、そういうプロセスが明示的なので、私は別に、それを美しいと言いたいのであれば、それは構わないのですけれども、今回、ここでやろうとしているのは、非常に後に影響するんですよ。

例えば、これは、この中で景観の専門家の方も少しいらっしやると思うので申し上げますけれども、例えばテクノスケープ、いわゆるランドスケープに対してテクノスケープという例えば概念があるんです。これは、例えば今ある工業地帯のようなものも、非常に美しいと。私は、それについて価値判断を申し上げているわけではなくてね。例えば、非常に荒廃したような工業地帯も、これは非常に歴史遺産だという考え方が当然あるわけです。

一方、そうするとテトラポットを美しいという人もいますよ、ある意味では。非常に機能的な美しさで、例えばこれは、ご承知のように、モダニズムというものは、機能性から発生しているんですね。それで、例えば1950年代、60年代の美意識というのは、そういうものが美しいという前提で、いろいろな公共建築物なり、公共的な施設も出てきているわけです。そういうものが、逆に否定する人ももちろんいて、あれはあまり機能主義的で美しくない。だから、もうちょっと、例えば自然に戻したほうがいい、あるいは自然的な景観を美しいという方もいるわけです。

それで、そういう議論になってくると、では、自然的な景観がいいのか、今みたいにテクノスケープがいいのかというのは、これは大変な意見の差になりますよね。それを、今、お二人の委員が言われたような形で、私は民間だったらいいと思うんですけども、それを美しいという概念規定が、仮にできないんだとすると、そういうものを、こういう具体的なアウトカム指標とか何とかに出てくるというのは、非常に大きな問題をもたらす。形容詞でいいということであれば、ある意味でいうと、あまりこれは意味がないので、なくてもいいということになるわけですね。

ですから、こういう非常に難しい問題に対して、つまり、国の計画というのはどうあるべきかという、私は相当本質的なことが問われていると思うんですよ。ですから、あえて時間をとって発言している理由はそこであって、別に言葉尻をとらえて、よくないとかということをするのではなくて、今みたいに非常にそういうようなことが仮に出てきたときに、実際にお困りになるのではないかとというのが私の意見なんです。皆さん、やっている行政の当事者の方たちが、これは美しいぞという人と、美しくない。例えば、河川なんかもそうですね。価値観が非常に多様化していて、河川のところをどう整備したらいいかなんていうときも、美しいといっても、もう千差万別、NPOによっては全然意見が違うんです。例えば、木を刈れという人もいるし、木を残すべきだという人もいますよ。そういう状況、海岸は全く同じ状況で、例えば、歴史的なものがいいということはわかるので、そこまではいいんです。だけど、ではどうするかという話になったときに、決めようがないのでしょうか。

それで、専門家に任せるとしたら、例えば景観の専門家でも、そうやって意見が分かれる可能性ありますね。そうすると投票になるのかどうか。これも、美しいというのを投票で決める

のも、私、どう見ても何かおかしいような気がする。先ほど、言われたように、それは地域地域でおのずから決まっているだろうというのだったら、それもわかりますけれども、では、おのずから決まるというプロセスを、つまり反対の、例えばNPOが違う意見を言ったときに、それは、ではそこの地域で決めたんだからいい。決めるなら、こういうプロセスが仮に、ここに書かなくてもあり得るから、そういうことでやって、こうなんですよと言わないと、とてもではないけれども、説明責任として、これは整備事業自体の内容にかかわることだと思うんです。例えば、このデザインでやりたい。美しいとここに書いてあるじゃないか。そうすると、そういう意見は当然出るわけです。これをつくった整備の仕方、これは美しくないじゃないか。基本方針のところに、美しいと書いてあるでしょう。これでいいんですかというふうに、例えば言われたときに、私は非常にお困りになるのではないかと。

わかりました。美しいということ、哲学論争をやるのも結構ですけども、これらになりますと、ここに書いてあります砂浜の保全・回復とか、白砂青松海岸の保全、動植物が生育する環境、動植物は豊かだということになるんですけども、現在の状況が、やっぱりいろいろな形で壊されてきて、美しさがやっぱり保たれなくなってきている。それを、少しでも前の姿に戻そうではないかというようなことが、この基本的な方策面に入っていると思うんですね。そういうものをひっくるめて、「美しい」という文学的な言葉で表現されたわけですけども、豊かというのと、ちょっとまた少し違うわけですね。私は文学者ではないから、どういう言葉が適当なのかわかりませんが、何かそういう壊された砂浜とか白砂青松、そういうものを復元して、将来の子孫に残していくんだ。それ以上の美しさというのは、これは将来の課題かもしれませんが、そういうものをうまくすくい上げる言葉があれば、それは「美しい」という言葉でも、もちろん書いたら構わないと思うんですけども、何かありますかね。

私は「美しい」というのには、違和感はないですね。浜に住んでいますけども。白砂青松のところに住んでいます。そういう市民共通の考え方を持っていますよ、美しさというものについて。

「美しい」ということについて、ほんとうそういった問題がありますね。海岸というときに、やっぱり自然のダイナミズムとか、そこにしか生えられない植物とか、いない生物というのがあって、本来のその海岸の自然特性というのを決めていると思うんですね。それが、国民の皆さんの心の中に基本的にはあって、そういった自然特性で白砂青松とか、海岸百選とかいうのがベースにあると思うんです。

一方で、臨海部のような風景も、自然特性とは違いますけれども、一種のやっぱり現代人の心の風景になっているという現状もあるわけです。その中でも、今後、例えば環境を保全なり回復するといったときには、やっぱりその海岸の自然特性をベースにして、どういうふうに人間が景観なり美学なりを投影していくかということがあろうと思うんです。

だから、都市と海岸が違えば、やっぱり自然特性がかなり計画論とか美意識に効いているということがあろうと思います。ですから、多分、そういったところもあって、テクノスケープをつくらうとしても、やっぱり無理をして、非常にコストがかかるとか、維持ができないということがあろうでしょう。内陸部とのつながりもあるでしょう。「美しい」という言葉を仮にとるとすれば、「持つべき」という、ここに書いてある言葉が非常に含みがあるんだろうと私は思っています。「持つべき」というのは、つまり、海岸とは自然の仕組みとか、そこでの暮らし方とか、そういった人間や自然が条件的に設定されている中で懸命に維持してきた環境だということがありますので。海岸が持つべき特性に応じた環境の保全とか、豊かとかの表現。「美しい」とかの言葉がなかったとしても、文章のほうで、そういったことを書いていただければいいのかなと思います。美しいという議論については、私、環境の立場から、そういうことで申し上げます。

何かご意見ございますか。

今の新しいご提案が多分あったと思うんですけども、私もそういうほうがよろしいのではないのでしょうか。基本的には、やはり、自然というものが、そこに存在して、その自然環境が非常に大きなダイナミズムで動いている。それをどういうふうにするかということが本質的な問いかけで、それを、どういうふうに見るかという人間がいたり、そこにいろいろな動植物がいたりという、それで全体が、そこで景観が多分それで生成されているというご発言は、ほんとうにそのとおりだと思います。

ですから、「美しい」という言葉を入れることによって、逆に価値の規定をするよりは、そのほうが、「持つべき」と言われた、その言葉が非常に適切ではないかなと私は思いますが。

「持つべき」と書いてあるんですね。

ですから、「美しい」という言葉は、例えば陸前高田の海岸もそうですけれども、ここのアウトカムのところから落としたとしても、文章の中に、やっぱり海岸縁の暮らし方というか、そういうものを維持されてきた歴史的な人と自然のつき合い方だとか、そういうことを理念の中できちんと書き込んでおくことで、この文案作成にかかわられた方の「美しい」という言葉に込められたところが実現するんだろうと思います。一方で、美しくないと言われた海岸とか、百選から漏れた海岸とか、どうでもいいと言われているところに住んでいる人たちにとっても、やっぱりもうちょっと、有名どころ以外にも視線がほしいというのがあると思いますので、そういったことを文章のほうで対応していただくということもあるかと思います。

役割分担の関係で、この辺はやはり、どちらかといいますと、国よりも地方公共団体が主体になってやっていくということですから、国が、これはきれいだから、これをちゃんとやれというふうな世界ではないと思うんですね。そこは、1枚目の事業分担とはかなり違う点ですし、地方公共団体でやれといえば、当然に地域の住民の方とか、漁業関係の方とか、そういった団体、NPOの方とか、そういう方と提携して、何が美しいか、何があるべき美しさかということ地域で決めていくということになるわけですから、それは国の計画として、そういうふうにもっていくよということは、私は構わないのではないかと思います。

今のお話のようなことなんですけれども、うちも今、港湾事業、海岸整備事業を行っている中で、砂浜がありまして、その横へ今度は人工のテラスを作りながら第1工区、第2工区、第3工区と進んでいるんですね。そこで、いろいろな考え方がありまして、それを南フランス風の海岸がいいということなんです。私は、熱海風の海岸にしたいと言っているんですが、でも、一般的には南フランス風の海岸のほうがいいわという意見が多いんですね。

それで、第1工区、第2工区は、大体そういうイメージで完成したんですよ。第3工区、これから始めるんですが、私は、そこはぜひ熱海風の海岸にしようよ。ですから、それが美しいとか、「美しい」という言葉で表現されるかどうか。でも、住民は住民で、やはり、今おっしゃるように、この海岸はどういうふうにしたら一番いいのか、それが一番美しいのかということは、常に考えているんですね。ですから、国、県の指導もあって、国、県から、こういう海岸がいいじゃないかという投げかけもあるんですけども、やはり主体的には、これからもう住民の考えで美しさが決まってくるのではなからうかな、そんなふうに思います。

熱海の例になりますと、やっぱり東京に近いところですよ。京浜に非常に近いところだと、やっぱり利用ということが、かなり前面に出てくるかもしれませんね。そうしますと、陸前高田の海岸と、熱海の海岸とは、かなり美しさといっても基準が違うし、おそらく、利用者による評価というものも入るのかもしれないですね。ですから、一様なものではないとなりますかね。

美しいといえば、これは関連なんですけれども、最近、熱海へ久しぶりに来られた方が、海岸がよくなったと言うんですね。これは、もともとテトラポットだらけの海岸であったものがよくなったわけですから、胸を張って、海岸よくなったでしょうと言うと、いや、花がいっ

ばいでよくなったと、こういう意見もあるんですね。

ですから、この海岸のどこかに、ごみの問題とか、そういう問題もありましたけれども、うちは「花のまちづくり」を始めるのに、海岸から始めていまして、海岸がずっと花で埋まっているんです。では、どの花が海岸とマッチしているかどうかという、なかなかこれは難しいわけですが、アタミザクラがいいとか、いや、ジャカランタがいいとか、いろいろな説もあって難しいのですが、今住民の意識というのは、非常に多様になってきておりまして、それを我々がどうまとめていくか。ですけど、一つ、花のことだけ少し申し上げておきたいと思いました。

熱海と陸前高田は違ふと。私は、そうではなくて、私たちが美しいという海岸に生まれ育って住んでいるわけですから、それを誇りに持って、いろいろな方においでいただきたい、そういう考え方なんです。大勢の人たちで、高田松原を決めていただくというのではなくて、我々が、住んでいる者が、先祖伝来のいろいろな縁や、二十幾つの花がありますよ。ハマリンドウから始まって、いろいろな草花もございます、浜にも。そういうものを大切にしよう、そして、松も三百数十年の先輩たちが、その前に植栽した松。これをマツクイムシから守って、浜との、そして海とのかかわりを大事にしていくということ、今進めているんです。

ですから、それぞれの地域で美しいと決めていいんじゃないですか。私は、あまりこの美しいということに、ここで論争することはなじまないと思うのですがね。申しわけないですが。

私も、今の意見に賛成といいますか、そういう考えでございませうけれども、先ほど言われました、都市なり、あるいはそれぞれの地域のギャップが、考え方がある。それぞれの人で違うという話がありますけれども、やはり、環境なり、例えば生物でも何でもいいんですけれども、そういうものを感じて、やっぱり美しいと感じる人もおるだろうし、いろいろな考え方があるだろうと思う。

そういうことで、今言われたように、やはり歴史なり、自然なり、こういうものをどう評価するかといったときに、やはりそこにかかわる人ですね。そういう人が、やっぱりまず、そう思わないと、私はいけないだろうと思うんです。

今、話がありましたように、ほかから左右される、そういうものではないと思うんですね。やっぱりいろいろな、今非常にマスコミその他で、何かがやられようとする、非常に左右される部分があるわけですね、いろいろなことで。政策的なことも含めて。

例えば、今言われたように、いろいろ生活重視を考えて、あるいは防護を中心で考えていったときのものと、そうではないものというのは、全然違うわけですね。ところが、地域の人とそうではない人というのは、もう全く違うんですね、目的意識が違うわけですから。

そういうことで、今私が思うのは、やっぱり言われたように、美意識というの、あるいはそういう論争がほんとうにいいのかどうか。あるいは、それはやはりその地域地域で、人がやっぱり感じることを十分配慮していけばいいと思っております。

そういうことで、これは論争しても切りがないし、いろいろな意見が出てくる可能性があるのですが、一応、これは全体にわたる基本的な問題かもしれませんので、また後のほうで関連して出てくる話があるかもしれませんので、次の議題の2のほうに、それではいきますか。

議題2は「海岸の保全に関する政策目標」についてというところでございますが、これについて事務局から、またご説明を。

先ほど、一覧表の中でのご議論でございましたので、今度は、個別個別の項目についてのご説明ということで、また改めてというところもあるかと思っております。

第1回では、個別のアウトカム指標の説明は、幾つかの例示をさせていただきまして、個別個別のご説明につきましては省略をさせていただいたところでございますが、再確認の意味もございませうので、一通り、資料をまた使いまして、どういう考え方で、どういう項目になっているかというものを説明させていただきたいと思っております。

資料2 - 3のほうを使いまして、また画面のほうを使いまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、一番最初に、安全にかかわります政策目標 I の項目でございます。

これは、我が国の海岸を取り巻く自然条件ということでございまして、非常に災害が起きやすい状況になっているということでございます。

これは、災害を受けました罹災者の年度別の変化を示したものでございまして、左側のほうが大体5年ピッチの年平均の罹災者数となっております。最近の10年間の罹災者数が、一番右側の数字でございまして、数字的には横ばいの状況になっているところでございます。

また、この10年間の各年ごとを見ますと、全くゼロの年もございますが、非常に多くの罹災者が出ているときもございまして、全体的にはまだまだ安全に関するものにつきましては整備が行き届いていないと考えているところでございまして、引き続き、計画的な整備が必要になってくると考えているところでございます。

最初のアウトカムでございまして、津波、高潮、波浪に対する安全性の確保は、まだ不十分であるという認識のもとに、これは所要の、計画の安全度、外力に対して整備がなされているもの、それから、まだ不十分なもの、整備はされているんですけども、まだまだ達成していないもの、まだ施設ができていないものの割合でございまして、これは整備が行き届いていないものが4割程度あるというような状況でございまして。

また、最近、大きな地震、東海それから東南海、南海地震等の発生の危険性も指摘をされておりまして、高潮だけではなくて、津波に対するものにつきましても大きな懸念が広がっているところでございます。

これらのものに対しまして、所要の安全を確保していくことということで、アウトカムの指標として提案させていただいているところでございます。

2番目の指標でございまして、これは老朽化による施設の保持が必要ということでございまして、先ほどの1番目のアウトカムと、実は包含関係にございまして、1番の中の全体の安全度の中から、特に老朽化、それから施設の機能という面でのものを抜き出したものが、これでございます。

海岸保全施設につきましては、非常に厳しい条件の中で設置されているというところでございまして、適切な時期に補修を行っていきまないと、機能が失われるという状況になってございます。

現在、全体の施設の設置後の年数を、ここに示しているものでございまして、20年以上経過しているものにつきましては7割を超える数字になっているということでございまして、これからますますこういうものが老朽化なり、機能を低下させていくという問題点がございまして、これに対する対応というものを、アウトカムの2番目の項目という形で提案させていただいております。

これは3番目の項目でございまして、これも同じく全体の安全度の中から、施設の操作のところを抜き出したものでございまして、例えば事例でございまして、これは静岡県の場合でございまして、実際にこれらの水門、陸閘等の操作に要する時間を示したものでございまして、全体で20分上がるという状況でございまして、津波の第一波が到達する時間帯というのは、特に当該地震等に近いところでございまして、5分ということでございまして、せっかくの施設がございまして、操作が適切に実施されないという状況になりますと、施設の機能は発揮できないということでございまして、これは、施設の遠隔自動化を図りますと5分、到達時間内に閉まるということで、施設そのものの機能は発揮できるというような事例になってございます。こういうような対策を必要になってくる。

また、海沿いの施設でございまして、また災害発生時に作業を行うということでございまして、作業を行う方の生命を守っていく必要があるということでございまして、これらもあわせまし

て、これらの水門等の施設の機能の高度化を3番目のアウトカムの指標にさせていただいたところでございます。

これは次のパラグラフといいますか、ひとかたまりアウトカムになります。先ほどまでのご説明をさせていただきました、ハードの施設の整備を進めているわけですが、施設の整備に対しまして、やはり時間がかかるというところがございます。また、施設の規模を超えるものも大きな災害が発生するところがございますので、そうした場合に、被害を少しでも少なくというような観点もございます。

また海岸の場合ですと、海岸を利用されている方につきましては、施設の外側で利用されているところがございます。そういう方々に対する対策としましても、ここがございますような災害の情報、避難等のソフトな対策を組み合わせる必要があるであろうということがございます。

1つの例としますと、津波に対してのハザードマップ等で情報を提供していく。また具体的に情報提供の施設等を示すというようなものが、アウトカム指標として考えられるのではないかと挙げてございます。

次は侵食の防御に対する3番目の項目でございますが、これは、年平均で砂礫海岸におきます海岸侵食の速度の変化を示しているところがございます。53年を境にその前後でございます。年度が少し違っておりますが、近年、急速に汀線の後退が進んできている状況であるということがございます。

これに対しまして、このような侵食をまず防ごうというのが、まず1つ目のアウトカム指標になります。また、さらに汀線の回復が必要であるという項目につきましては、もう一つのアウトカムというところがございます。先ほどの色分けでいきますと、侵食をとめるということが第1番目の赤色の色分けのカテゴリーになります。回復をとめるということにつきましては、地域の中で必要なところについて回復をするという意味合いもございまして、2番目のカテゴリーとして色づけをさせていただいているところがございます。

広域的な観点に立った総合的な侵食対策につきましては、後ほどの重点事項の中でも記載させていただいているところがございます。

それから、次の項目でございますが、先ほど津波の話がございましたけれども、特に最近、先ほどとダブリますけれども、大規模な地震に対する発生の危険性が指摘されているところがございます。海沿いの施設でございますので、この施設の耐震性についてどうかということでまとめたものがございます。特に施設そのものの耐震性とあわせて、ゼロメートル地帯におきましては、耐震化が不十分なために、災害時だけではなくて、普段の高さにおきましても、一たん被災しますと、原水が中に入ってきてしまうということで、甚大な被害が発生する懸念があるということございまして、先ほどの耐震化に対するものを全体の基本的なアウトカムとしまして、ゼロメートル地帯のものについては、そこから特出しといたしますか、抜き出しまして、もう一つ包含されるものがございますけれども、アウトカムとしようということで、2つのアウトカム指標で整理をしたいと考えております。

以上、政策目標のうち、安全にかかわるもののアウトカム指標でございます。

これから政策目標の大きな2ということでございまして、環境、それから利用という面からのアウトカム指標、政策目標にかかわるものがございます。

海岸に関しましては、皆さんご存じのとおりでございますけれども、陸域と海域が接する、また大気も接しているということで、非常に特徴ある環境、複雑多様な環境でございます。そこに生息する生物も、環境の多様性に応じていろいろなものが数多く生息しているところがございます。また、先ほど美しさの中での議論がございまして、白砂青松の景観、それから、昔からありますような名勝や自然公園というようなすぐれた景観、それから、天然記念

物等の学術上非常に貴重な生物等も存在しているところでございます。

これらを守っていくということになるわけですが、まず、これらの多様な生物の生息、それから生育の場としまして、砂浜が非常に大きな役割を果たしているという観点から、この砂浜をいかに復元、また回復、維持をしていくかということが、一番最初のアウトカム指標というふうに考えているところでございます。これも、色づけとしまして、先ほどご説明申し上げた中では赤色をつけてございます。これにつきましては、砂浜の防護、環境、利用、3つの基本的な要素になると考えてございまして、例えば砂浜の回復、維持につきましては、環境はもちろんのこと、防護の面からも必要なところでございまして、海岸保全施設の整備も必要になってくるという観点から、国が主体的に役割を示すべきアウトカム指標ということで、赤色のカテゴリーとして整理をさせていただきました。

それから、2番目でございますけれども、これはどちらかという、景観のほうでございますが、白砂青松等を含めて後世に残すべきすぐれた自然環境を有しているものという観点で、アウトカム指標として選んでございます。

3点目が、貴重な動植物の生育、それから生息環境の場になっているということでございまして、これを通して良好な海岸環境を保全していこうということで、これにつきましても、アウトカム指標に選ばせていただいたということでございます。この部分につきましては、特にすぐれたとか、それから貴重なという点の判断というのは、各地域で選ばれるところでございまして、砂浜は先ほどカテゴリー1でございましたが、こちらのほうはカテゴリー2の黄色の色分けの整理をさせていただいているところでございます。

それから、これは親しめる環境、海とのふれあいということでございまして、海岸はいろいろ形でのふれあいの場になっている。また非常に伝統的なもの、伝統行事とかイベントが行われておりまして、地域の交流の中心的な場になっている場合が多いということでございます。

このような項目に対しまして、例えば全体の数はどうなのかということも1つのアウトカム指標にさせていただいております。また、アクセス性が分断されているような箇所もございません。例えばバリアフリーというような形でアクセス性については考慮するというものにつきましても、この項目のアウトカム指標ということで選ばせていただいております。

それから、皆さん方とのかかわりというところでございまして、現在、住民参加型の事業等も実施しております。今後につきましては、積極的に住民の皆さん方と環境利用の向上について、皆さん方が参加できるような、また参加に対して支援していくような取り組みが必要になってくるということでございまして、それらの活動をされている地区の数等につきましてアウトカム指標に選ばせていただいたところでございます。

それから、利用の面でございますけれども、海岸の利用が非常に多様化してくれば、利用形態のほうも非常に増えてくる。また利用される方もいろいろ増えてくるということでございます。そういう数の向上が当然、必要になってくるということでございますが、一方で、その中で、利用のふくそうによりますトラブル等の発生も当然生まれてくるところでございます。1つは、海岸利用のルールづくりとか、安全で適正な利用について必要な情報を提供するとかということも必要になってきます。この部分につきましては、これはアウトカム指標の中にはございませんで、後ほどご説明いたします重要事項の中で、それに関連するものについては記述をさせていただいているところでございます。

それから、子供たちがウミガメを観察しているところでございまして、自然体験、環境教育との関係の1つの場面でございます。ただ、ウミガメの生態からいって、こういう形が望ましいかどうかという点はございますが、実際に実施されている例ということで、現状はこういう形が多いということでございます。ある意味では、今後につきましては、子供たちがふれあう海岸の生態とちゃんと調和のとれた環境教育なり、自然体験というものが必要になってくると思います。そのためには、環境に対して正しい知識を持つということが非常に大切でござい

すので、そういう面から、自然体験、それから環境教育というような活動の場としての海岸の利用というものを鋭意充実していく必要があるということ、これにつきましては、そういう観点からアウトカム指標に選ばせていただいたところでございます。

以上、羅列的に説明をさせていただきましたけれども、先ほどご議論いただきました一覧表の中の各項目につきまして、それぞれ現状、それから、どういう意味合いでアウトカム指標を選ばせていただいたか、また今後の、細かいところにつきましては、重要事項のほうとの関連も出てくると思いますけれども、そういう特徴的なものにつきましてもご説明をさせていただきます。

以上でございます。

ありがとうございました。ただいまの議題2の政策目標について説明がございましたけれども、これにつきまして、また皆さんのご意見をどうぞ。

この会議は海岸保全の会議だと思わすけれども、事務局としては、海岸法が変わって、保全・環境・利用という3本柱になっている中で、どうしても防護が優先で、環境利用については非常に検討が薄い感じがするんですよ。今回いただいた資料で、非常にご努力はいただいているながらも、世論だとか、いろいろな行政研究所の環境や保全の研究がありながらも、防護のところは異様に詳しくて、後のところが、ほんとうに離散的な内容になっていると思うんです。こういう点を直していかない限りは、法改正しても全然しょうがないというのがありますね。「保全」という言葉の持つ意味でも海岸事業者の方の保全というのは国土保全の意味の保全だと思わすけれども、仮に今後、パブリックコメントなんかに出したときは、保全というのは手つかずのものを残すのかとか、もっと維持するのかとか、いろいろな見方があるんですよ。

だから、私の質問は、「事務局としては、改正海岸法の中で、その3本柱をどういうビジョンで検討の重みをつけていらっしゃるんでしょうか」ということなんです。

なかなか難しい質問だと思いますね。

事前にもメールでいただいています、ここに至るまでなかなか正しい解が見つからなくて、正しくお伝えすることができないかもわからないんですけども、海岸法の改正によりまして、今まで防護がかなり重きを持っていたというものに対しまして、環境、利用というものも含めて調和を図るというような趣旨で海岸法の改正をさせていただいているところでございまして、目指すべきものはそういう形だろうかと思っております。

ただ、誤解といいますか、ご指摘いただいているところにつきましては、基本的方策のところとか、中期の具体的な方策のところは、これはハードっぽいところが多いものですから、そういうところが、そればかりではないかという点をご指摘になっていると思うんですけども、一つ、施設を整備せずに対応するものとして、例えば利用規制をかけるとか、管理の面から環境とか防衛とか、そういうものに支援をしていく、もしくは枠組みをつくっていくところが実は海岸法の中にもありますので、これにつきましては、具体的な方策みたいなものを、整備の数字が出るものをピックアップしているものから、そこだけしか上がっていないというような印象が強いんですけども、それ以外の、施設によらないような環境に対するものについても当然あり得るというふうに考えていまして、その中で調和をとっていきいたいというのが、土木局としての考えだということになります。

今のご発言とも若干関係するんですが、私がいただいている「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」の6月21日の中にも、公共事業から公共事業以外の政策手段への転換という項目がございますね、ハードからソフトへの転換。それで、前回私が申し上げた、今のご発言とも非常に関係して、海岸法の中でどこに重点を置くかということ、1つあるんですけども、もう一つは、どういう手段体系を使うかという話があって、前回申し上げた、例えば保険の問題だとか、今回は周知させるためにハザードマップをつくられたとか、非常に前向きです

ばらしいと思うんですけれども、土地規制については、今、若干ご発言があったように思いますが、今求められているのは、海岸全体の保全を、マネジメントをどうするかということが多分問われているんだと思うんですよ。それを達成するために、公共事業というのはその一手段としてやって、それ以外に、もっとソフトな体系、例えば民間をどういうふうにするか、NPOを使うということもその一つに入っているんですけどね。それで全体の目標を達成するというのが、やるべきことなのではないかと思うんです。

今のところをちょっと拝見しても、政策目標自体の中に、そういう目標というのが全然ないような気がするんです。これは、要するにもともとそういう河川法の目標を達成するための公共事業に落とし込んだのは非常によくわかるんですけども、公共事業の定義自体が規定されていることも非常によくわかりますが、ただ、今こういうふうには政策手段の転換が求められていて、かつ多様な手段体系を使って、どうやってそれを達成するかということが問われている状況のときに、こういう政策目標の出し方だけだと、これは非常に従来型ではないかと。じゃ、全部お上がやれるのかという、現実にはできない状況があって、財政的な問題ももちろん含めましてね。

だから、もう少しそういうことについてのご配慮がないと、どうなんでしょうか、つまり、せっかく中期計画をおつくりになっても、なかなか実行が難しいというようなことが起こるんじゃないでしょうか。

いかがですか。

その点につきましては、1つの整理としまして、第1回の中でも政策目標を出したときに、うそを言うのではないかと、守れなければですね。そういう性格のものだということでございます。目標値と、実際にそれを達成していくための手段と申しますか、方策というものは、重複するところもあるんですけども、ご指摘の新しい取り組みの部分につきましては、重要事項のところでもまとめて提示をさせていただいているところがございます。目標をわかりやすく、わかりやすくということは、数値化をできるだけできるような項目の整理をさせていただいて、それを達成するための新しい取り組みみたいなものは、重要事項を重ね合わせながら、縦系と横系みたいな関係かもわからないんですけども、そういう組み合わせで新しい動きに対して対応していくというような構成を考えているところがございます。

ですから、先ほど土地利用に関するものとか、そういうものにつきましては、本文の中でも少し記載しているところがございますが、重要事項の中で新しい考え方、これから考えていかなければならないような項目につきましては、そちらのほうが主体的にまとめると申しますか、提案させていただいていくというような構成になってございます。

これは、海岸というのは総合的にいろいろやらなきゃいけないので、今おっしゃったように、ソフトないろいろな施策を組み込むことも確かに必要なんですけども。総合的にほんとうにやるためには、これはなかなか事務局からは言いにくいと思うんですけども、役所の間にもいろいろ関係があるわけですね。例えば環境省であるとか、文部科学省であるとか、そういうところも、それぞれの所掌事務との関係でいろいろなことを用意しているんでしょうけれども、それを海岸法のこの中で出すわけにはいかないということもあるわけで、政府全体として将来はそういう問題を考えていくべきだと思うんですけども。海岸法では、そういった面については、多少の施策を、やっぱり入り込めないという、そういう制約もあるわけですね。ですから、学問的にごらんになると、確かに不備があるということは言えるかと思うんですけどね。

今の議論で、そういうことだったら、海岸4省庁に任せなくてもいいんじゃないかという極論まで出つつあるぐらい、干潟とか沿岸の環境問題とか、利用のふくそうの問題が、あるわけですね。だから、申しわけないんですけども、海岸法を変えた後の政策形成能力が、未発達なのか、皆さんの頭が切り替わらないのか、わからないんですけども、このままだと、海

岸環境管理はどこどこにやってもらったほうがいいんじゃないのという話は、ほんとうそうだと思うんです。

自治体の中には、例えば森林の管理を、林野という切り口だともう限界なので、環境に切り替えたいというところとか、そういうところが地方自治の時代になるとどんどん出てきているんですよ。だから、そういう意味で、海岸4省庁の方にはもうちょっと緊張を持っていただいて、防護と同じぐらい、新しい、世間的に言われている海岸の問題に対応できるだけの具体性を持ったところを出していただきたいんです。

だから、それは資料のページ数とかじゃなくて、内容の厚みは見たらわかるんです。時間がない中で大変だと思いますから、私自身の分野のところについてはお手伝いしますので、ほんとうに政策形成能力を高めていただきたい。計画論とか、社会システムのところについて、所管の省庁の中でいろいろな研究室とかあると思うんですよ。例えば水産庁だったら、水工研以外にも水産研究所で海岸生物の研究をしている人もいるわけですね。そういう人たちに、海岸生物のところについて、中味の厚みを持ったいろいろな資料を出していただくとか、全力を挙げてできるだけやっていただきたいというのが私からのお願いです。

そういう意見がございしますが、前回、たしか、お話があったんですけども、こういう問題について、あまり国の計画で書き込むなど。国が補助金を出して、画一的にイベントなどが始まる。それは好ましくない。それは全部地方に任せてくれということをおっしゃったわけですね。ですから、地方の政策能力が足りないということ、それは確かかもしれないけれども、それは新しい観点でこういうものが出てきたわけですからね。これからいろいろ分権の時代に、地方でもそれぞれの特性に応じて研究されていますから、これからだんだんそういう政策能力はついていくんじゃないでしょうかね。そのために、既存のいろいろな資料を活用するということは、これはやらなきゃならないことですけどね。

あんまり国の契約で細かいことまで書くと、逆にまた、国の押しつけというふうに出てめられる面もある。そこは難しいところですね。

それから、アウトカムの指標、これは非常に本質的な問題なんですけれども、これはなかなか数字の決め方が難しいんですね。これはあまり高過ぎると、事業費がたくさん要りますし、国民から見ると、過大な約束だととられるおそれがあるんですね。逆にまた、それが達成できないと、国民からは批判される。このアウトカムというのは、国民に約束するというふうな意味を持つのか、あるいは単なる1つのガイドラインとしての目標なんだというふうに見るのか、その辺の見方、これは海岸の長期計画だけではなくて、ほかの分野にもかかわるですね。逆に低過ぎると、これはまた、何だこの程度かというふうに言われるし、必要な事業費も獲得できないということにもなるので、このアウトカムの設定の仕方は非常に難しいんじゃないですかね。特に何を何力所というのが出てきますね。これらの望ましい数値、あるいは達成可能な数値、どちらなんでしょうね、これ。

この中期目標に関しましては、当然、先ほど申し上げましたけれども、私どもの中では、それなりに財政的なバックを持つ数字になっています。特に赤色の数字に関しましてはですね。ですから、そここのところについては、そのためにということでもございませぬし、またそれによって固定化されるというものでもないんですけれども、ご指摘のように、責任を持った数字、実現性を持った数字ということで、それなりのバックを持ったものは考えていきたい。

ですから、いろいろな条件の中で、これからまた財政的条件も今後どうなるかということもあるんですけども、現在予想される中で確保できるものを前提として確実に確保したいというような中期目標というものを、これから作業の中で進めていきたいと考えているところでございます。

それから、きょう欠席されている委員さんから何か意見がきているということで、随時、もしございましたらご紹介いただきたいと思います。1に関連して、何かございますか。

届いていませんので、今日までいただいておりますので、すみません。

多分、発言しておかないと、どんどん進むと思いますので。ここの数値目標、例えば自然と共生する海岸づくりのところでも、砂浜の延長だとか面積と書いてあるんだけど、ほんとうに重要なのは、例えば生物の多様性であるとしたら、生物の種の数だとか、そういうことが本来、目標になるのではないかと思うんです。例えば砂浜の延長が延びればいいのかどうかというのは、どうなんでしょうか、環境という概念を、先ほどのまさにご発言のとおりで、入れたとしたときですね。実はそういう指標は随分いろいろなところで出ていて、例えば河川、海岸と河川と対比するとあれなんです、河川なんかは随分そういう、改善工法はもちろんやっていますし、淵をどういうふうにつくるかとかいうことでも、実際、そういう事業をすごくおやりになっているわけですね。多分、海岸についても、随分おやりになっていると思うんですが、そういう研究は、本来これに出てきてもよろしいんじゃないかと思うんですが。

砂浜に関しては先ほど申し上げましたけれども、基本的な場ということでございまして、広ければ、その分だけ、一般的にはその場が広くなれば、生態系、また防御の面等を含めてなんですけれども……。

幅とかが重要で、長さじゃなくて、生態系であれば幅が必要だとかいうことは当然のことになっていると思いますけれども。

それでは、延長とプラス面積という形で動きはさせていただいているつもりではあるんですが。

だから、そういう目標をフィジカルに、そういう意味の形で面積を決めてやりましょうということだと、ほんとうに、例えばここでいう豊かな環境が生まれるかどうかということについて、もう少しちゃんと検討されてやらないと、例えば面積が増えればいいということ、一時、都市計画でも、緑が多ければいいということで緑被率を上げようということ、全部ただ木を植えればいいと、そういう非常に短絡的な話になるんじゃないかと思うんですが。

そういった質の議論なんかは、身内の行政、研究所も、干潟環境について随分研究されていると思うんですね。だから、今回、私は好意的に見て、事務局の検討の時間がなかったというふうに思っておりますので、そういった、いろいろな数値目標を立てるためにも、場の数値化や質に対する研究をもとに、その部分についての精度を上げていただくべきでしょう。それから、別に種の数とかだけではなくても、本来そこにあった自然生態系が回復されるかとか、そういう中で、もともと故郷の海岸が失われたと言っていた人が、ああ、この草が生えてきてよかったと思ったりとか、そういう質の向上であると思うんですよ。

だから、今のお話の補足としては、そこをもう一度練り直していただいて、数字の目標がないとだめだとしたら、量と質についてもうちよっと記載をしていただくということ。

それから、海岸は砂浜だけではなく、珊瑚礁、岩礁、干潟もありますので、そこもやっぱり同等の価値がありますから、目配りをぜひお願いしたいと思います。

その辺については検討させていただきたいと思います。先ほどの整理でありますと、重要事項のほうにはその分も含めて書いているつもりではあるんですけれども、政策目標としてどこまで書けるかというあたりは、この場ではなかなかすぐにお答えできないものですから、検討事項ということで受けておきたいと思っております。

それでは、今話が出ましたので、次の重要事項の説明に入ってください。全体を総括して、また改めて議論してもいいと思いますので。

仮に3つに分けましたけれども、説明していくうちにすべてがつながっているということになっていますので、それぞれという形で、2 - 4の重要事項の説明をさせていただきまして、これで全体のパーツがそろいますので、またご議論いただければと思っております。

重要事項に関しましては、先ほど私どもが、政策の目標と考えてございましたものを、向上させていくもの、また施策を進める上で配慮しなければならないもの、それから、その向上が

妨げられないように留意すべき、このような3つの観点から実施の方策という形で整理をさせていただきます。各項目について、どれがどれというのではなくて、どれも3つの観点から必要になっていくものと考えております。

全体を通して、後ほど個別に説明をさせていただきますが、海岸にかかわるものは国また地方、それから、地域の皆さん方それぞれが独立して、一人だけで利用しているとか、活動しているというものではございませんので、やっぱりアクターがいっぱい要ということでございますので、それぞれの立場の方が、適切な役割分担によって連携をして物事を解決していくというのがベースになろうと考えているところでございます。ですから、各項目もそういう点から、連携みたいなものを1つの軸として整理をさせていただいたところでございます。

それから、第1回目のときに、重要事項に関しましては、順番がありまして並べてございませぬけれども、目的とする項目としまして、保全の基本方針の中でもその他重要な事項という項目出しがございました。その柱に沿った形でのこの4つの赤い四角でございますけれども、再整理をさせていただきます。この観点からそれぞれ説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

まず、これは、重要事項の項目ではございませんが、先ほど、いろいろな主体が役割分担としての一つの典型のものでございます。新しい海岸の保全の計画制度が創設されたということでございまして、防護、環境、利用のいろいろな面からの計画をまとめていくということになるわけでございます。これにつきまして、策定主体は行政が主体ということでございませぬけれども、当然、行政だけではなくて、地域の皆さん方、それから、関係する地方自治の皆さん方も参画してこういうものがまとまっていくということがこの改正海岸法の中で取り入れられたということが1つの象徴的なものでございまして、重要事項につきましては、このような取り扱いのものを中心に整理をしているところでございます。

画面のほうには用意してございませぬが、一番最初の黄色でございませぬけれども、総合的な防災対策への取り組みという点でございます。これは、1つ典型的なものは、ハードとソフトが一体となった総合的な防災対策の確立ということでございまして、先ほど政策目標の1つになってございましたハザードマップというものが、この典型的なものでございます。これらの重要事項、方策としてある程度熟度が高まってきまして、また認知もされているといえますか、皆さん方が合意形成されているようなものにつきましては、政策目標に上がっていくというような位置関係になるのかなと考えてございます。

それから、ご指摘がございましたが、土地利用も含めたソフト的な対策というものもこの中に含まれているというふうに考えております。土地利用に関しましては、地域の合意形成というのが前提になりますので、利便性の向上等の調整みたいなことも当然出てくると思います。その点から、重要事項の取り扱いをさせていただいているところでございます。

それから、2番目が、土砂の関係でございます。第1回の検討会のご意見の中でも、海岸だけではなくて、異なる分野との整合性や連携についてもというところでございまして、河川や砂防を含めた水系全体の問題も最も基本的な問題であるというようなご指摘をいただいております。土砂の問題はその典型的な問題になるのかなということで、ここに総合的な対策のための連携ということで挙げさせていただいております。

河川の流域におきますさまざまな施策、海岸との関係等も含めてまとめたものでございます。海岸の侵食対策を海岸利用の中では実施しているわけでございませぬけれども、それに対しまして、砂防、海岸域からたまっている、ダム等でたまっているものを流域のほうに持っていくような、こういった河川の流域との連携みたいなもので海岸の侵食対策の取り組みがなされているところでございます。

これは、静岡県の安倍川の例でございませぬけれども、安倍川におきましては、河川の中での骨材採取、砂利採取が行われておりまして、その影響で河床も低下しましたし、隣接します

静岡海岸のほうが非常に侵食を起こしたところでございますが、ここで安倍川の砂利採取を禁止したことによりまして、こちらが堆積値でございますけれども、年度を経るに従いまして砂が戻ってきているということでございます。ただ、静岡海岸に隣接します清水海岸のほうにつきましては、侵食率が、これも同じような形で並行的に動いているというようなことございまして、前の表にございましたような河川流域における総合的な土砂等の連携のほかにも、海岸地形のモニタリングを行いながら、業者の土砂収集みたいなものを適正に把握して、構造物による工夫とか、それから、サンドバイパス等のそういった土砂の融通等を含めているいろいろな組み合わせで対応していく必要があると。海岸での取り組みもあるし、それ以外の連携も図っていかねばならないという取り組みでございます。こういうものがだんだん増えてくるということでございます。

それから、これは広域、総合的な視点からの取り組みの例でございますけれども、これは兵庫県で実施されています海岸懇話会の事例でございます。地域の皆さん方を構成員としまして懇話会ができて、ニュースを作成するとか、いろいろな懇談会をするとか、体験学習を実施されているということございまして、行政から一方的に計画を提示するのではなくて、住民の皆さん方が参加された計画づくりを行っている1つの事例でございます。

先ほどの総合的な土砂の関係につきましては、行政間の連携でございますが、これは行政と地域との連携という事例になってございます。

それから、これも第1回の検討会の中で、海岸の持つ健康とのかかわりを重視すべきではないですかというようなご意見をいただいてございます。それに対しまして、厚生省がやっております健康都市と連携といたしまして、海岸を健康増進の場として活用できるような、そういうような施策、健康海岸事業というものでございますけれども、こういうような、他の領域、先ほど総合的な土砂の行政間の連携は海岸の事情に対しての連携でございますけれども、これは海岸の領域から離れたといいますか、健康という1つのテーマに対しての連携を示しているということでございます。このようないろいろな連携、当然、海岸に対する期待もそれだけ大きいということでございますけれども、今後連携を図っていく必要があるということでございます。

これは、大規模な流木等が海岸に漂着するということございまして、非常に海岸の保全に苦慮されているところであります。実際に保全施設の機能も阻害する恐れがあるということございまして、定期的に流木を処理するような制度の創設を行いまして、直接的にこれらの問題にかかわっておられます地方自治体の皆さん方に対して支援をしていくというような取り組みでございますけれども、こういうような取り組みを今後考えていく必要が出てくるということでございます。

これは、2番目の地域との連携を促進する、また海岸愛護の啓発という点でございます。

繰り返しになりますが、海岸にはさまざまな方がかかわってきているということございまして、当然、多様なニーズが発生しますので、それを受けていくためにも、地域の皆さんや、NPOの皆さん方との連携が必要になってくるということでございます。具体的には、ここにございますように、地域のご意見を反映した海岸保全を進めるように取り組み、それから、地域が主体となって、地域に根差した海岸の管理を進めるような取り組みがされてございます。

海岸事業につきましては、国土保全という観点がございますが、ややもしますと全国一律的な事業の推進という考え方に偏る点がございましたけれども、地域の特性や、それぞれかかわる方々の考え方に即して、地域の実態に即した海岸づくりを進めていくということになっていくと思っております。

これはその1つの例としまして、住民の皆さん方、それから、NPOの皆さん方と連携した海岸づくりの例でございますが、エコ・コースト事業というものを創設しまして、NPO、そ

れから住民団体の皆さんの参画を得まして、モニタリング等の実施を行って、計画のほうに反映させていただいているということでございます。

先ほど全体の基本計画のほうにつきましても、住民の皆さん方のご意見の反映という点がございしますが、個々の計画事業につきましても、計画の段階から住民の皆さん方の参画、それから、NPOの皆さん方と共同したような形での事業を進めていく必要があると考えております。

それから、これは海岸のルールづくりの点でございます。海岸の利用に関しましては、先ほどいろいろな利用形態がとられるということで、利用がふくそうしましてトラブルも起きるといような状況もあるかと思えます。一方、非常に広域的な利害調整というような性格のものではない海岸の管理に関するものにつきましては、例えばお祭りをどういうふうに関くとか、いろいろな行事をどうやって調整しながらやっていくかといった点については、地域づくりの観点は当然、中心になるということでございまして、海岸法の改正の中でも市町村長さんが海岸管理ができるような仕組みを拡大したというところでございます。さらに海岸のそれぞれの地域地域においてのルールづくりというものも、全国一律的なルールだけではなくて、地域の特性に応じたルールづくりとか、安全な利用のための施策の情報の提供というものをこれから進めていく必要があると考えております。

その中で、これは地域の皆さんが主体となった海岸を愛護する活動の実施例でございます。これらの海岸の活動につきましては、いわゆる地域の皆さん方が主役でございます。行政はこうした活動を支援していく立場になろうかと考えています。また、こういうようなものを、地域の皆さんがさらにこれからの活動をしやすくなるような環境を整えるという面から、例えば海岸愛護の思想を広めていくことを支援するとか、先ほどございましたけれども、環境教育とか、自然体験というようなものを進めることに対して支援をする。また、そういうものに対して施設を整備するためには配慮を行っていくことが必要になるというふうを考えてございます。

これは文化の面でございます。いろいろな諸活動が、またいろいろな行事がそれぞれ各地域で行われているということでございまして、これらがその地域の特性、それから地域の活性化を促していく、引っ張っていく元になるわけでございますけれども、こういうものにつきましても主役は地域の皆さん方ということでございまして、これらの活動の基盤づくりの支援に努めていく必要があるかと思えますし、また、こういう行事、それから活動がされるところにつきましても、そういう空間の整備に当たりましても、いろいろとデザインとか材料等の面につきましても配慮していく必要があるかと考えているところでございます。

それから、各種の調査のところでございます。先ほどもご指摘いただきましたような環境の分も含めてのところでございます。より質の高い、また安全な海岸を実現していくために、また効率的な海岸管理を進めていくためにもまだまだ研究開発をして、それを現場のほうで反映していくということが必要になっていくかと思っております。特に海岸に関する調査・研究はハードの面の技術が中心に行われてきたということもございしますので、先ほどからお話ししていますようなソフト的なものにどういふうに取り組んでいくかというあたりについては、まだまだ勉強・研究をしていく素地が多いかなと思っております。ハードだけでもだめでしょうし、ソフトだけでもだめでしょうし、これらのバランスのとれたものを進めていく上でも、それぞれの基礎となるような技術の開発また研究というものが必要になっていると。当然、民間の皆さんの中で既に技術開発なり研究が進められているものも数多くあるわけでございますので、これらのものに対しての技術情報の交流とか、日本だけに限られた話でもないかもわかりませんので、ここにありますような国際的な交流というものも、今後、ベースのものとして非常に重要になってくると考えております。

これは新たな問題、先ほどの調査・研究の一つでございますけれども、これは地球温暖化に

伴います気温の上昇と海面上昇を並べたものでございます。これが100年間の気温の上昇と海面の上昇を予測したものでございます。気温のほうにつきましては、100年の間に少し低減傾向、収束傾向が見られていますけれども、海面上昇のほうはさらに上のほうに加速している、ぶれがあるような形になっておりまして、100年先を予測しているわけでございますけれども、海面の上昇という面からいくと、次の100年も当然視野に入れなければならないというものでございます。施設の整備だけではなく、政策としても長い目を持って実施していかなければならないという議論も大きいので、そういう対応も必要になってくるというテーマでございます。また、我々、日常の生活の中ではなかなか実感できない問題でございますので、国民の皆さん方が、それに対して認識を持ち続けるのはなかなか難しいという点もございまして、実際に政策を打っていくに当たりましては、国民全体の合意形成というものが非常に重要な点になってきます。この点につきましては、研究を行政のほうで率先して行いまして、国民の皆さん方に提示していく、情報を提供していくという取り組みが重要になっていく、そういう役割分担があろうかなと考えているところでございます。

それから、事業の進め方、これからの重点化、効率化を進めていかなければならないということでございます。これは環境への対応、それからコスト縮減をあわせて実施したものでございます。リサイクル・リユースの徹底によるコスト縮減を行った例でございますけれども、このコスト縮減のほかに事業の実施の評価、事後評価みたいなもの、それから民間の力の活用みたいなもの、そういうものも重点化、効率化の中で取り入れていく必要があるということでもまとめているものでございます。

一番最初にそれぞれの役割分担をしながら連携をしているというところでございますけれども、これに当たりまして、当然、どこでだれがどういう活動をしているか、またどのような情報を持ちながらというのが、情報を交流していくといえますか、聞きかわしてそれぞれ認識をしないと、相手の活動、それからお立場というのが理解できなくて連携が進まないという点があるかと思えます。情報に関しましては、例示的にこのような行政の関与度が高いものから地域の皆さん方のお持ちの情報まで何段かあるかと思えますが、こういうお互いに交流していくようなものがベースになって、具体的な活動に結びついてくるのであろうと考えているところでございまして、当然、海岸行政の理解を増進するためには、情報公開を進めていくということとともに、お互いに情報をやりとりするという情報のネットワーク的なものの形成が重要であると考えています。

それらを形成していくためには、情報がうまく流通していく仕組みをつくっていく必要があるということでもございまして、例えばモデル的なものを試行しながら、そのものを全国的に広げていくという取り組みについては、国の立場として主体的に先行的に実施していく必要があるかと考えているところでございます。

以上が、先ほどの重要事項に関しまして、それぞれの項目を、これも羅列的に説明をさせていただきました。これらの項目が、先ほどの政策目標の実施の具体的な方策になっていくということでもありますし、また、先ほどのハザードマップのように熟度が上がってきますと、政策目標の中に入っていくという、ちょっと複雑な関係、縦横の関係とか重複したような関係もあろうかなと思えます。

以上で用意しました資料を全部説明させていただきました。

どうもありがとうございました。

これについて、またご意見、ご質問をお願いしたいと思いますけれども、先ほど第1、第2のところに残っている問題等もございましたので、全体を総括する意味でご質問をお出しください。ちょっと遅れてらしたので、もしご意見がございましたらぜひお出しください。

私のほうは、今議論されていたことも含めて、アウトカムとして防護・環境利用というの

は、それぞれ究極的な意味のアウトカムというのはわりとわかりやすいんだらうという気がするんです。つまり、防護であれば、津波、高潮に対して十分防護されているということと海岸侵食に対して海浜が十分保全されているということであるし、環境についても生物多様性であるとか、そういった指標はあります。それから利用についても、これは指標が画一的なものがあるわけではないんですが、それは生活利用にしても生産に関する産業利用にしても、それは指標としてはあるわけです。ここは海岸ですから、特に生活というか、レクリエーション利用を中心にしたようなことが中心になって、それも指標ができるんだと思うんです。その中で実は一番難しいと思うのは、施策というか、あるいは人間が何かやることと、それから最終的なアウトカムですね、目標との関係が一對一にちゃんとわかっている問題とわかっていない問題があって、わかっているのは、防護については、ある程度、護岸の高さをこれだけにしておけば何年確率の高潮には大丈夫ですという言い方ができるし、それから利用についても、ある程度の砂浜を整備すれば、何人ぐらい来るかどうかは別にしても、少なくとも駐車場何台分をつくって整備すれば、何人までは受け入れられます、容量ができますということと言える。

最後にわからないのは環境の部分だと思うんですね。環境の部分というのは、どういう整備をしていったらウミガメが何頭産卵をするか、鳥類が何羽飛来してくるかということについては、できることと実際に実現するところとの差がある。そこをどう埋めていくかというのが、おそらくさっきの議論ではなかつただらうかという気がします。行政の方々は、そこを非常に控えめにとられて、最後まで鳥が何羽来るかはわからないので、とりあえず砂浜や干潟を何ヘクタールつくれば、まあ、そこには鳥が来るだらう、ウミガメが卵を産みに来るだらう、カブトガニもいるだらう、住むだらうという格好で考えていて、そのところが、砂浜ができた、あるいは浜ができたなら生き物がそこに住みつくという関係がよくわからないというのが関係しているんじゃないかという気がするんですね。

一言で言えば、生物多様性を目指しているわけだから、そこがわかるように何か工夫する必要はある。ただ一方で、数値目標と掲げるとすれば、例えば鳥が何羽飛んでくるかというのは、これは年によって3倍も10倍も違ったりしますので、毎年、そんなに変化するものを具体的な行政としての指標にするわけにはいかないんだと思うんです。そうだとすれば、そこはまさに最後に出てきた研究というところを利用しながら、私の言葉で言えば、環境基盤となるような環境に対するインフラ、それは砂浜と言いかえてもいいですけども、そういうものをつくったときにどのぐらいのことまでが期待できるのかという勉強をきちっと押さえてしていく必要がある。今ある知見ももちろんあるんだと思うんです。その上で砂浜を何ヘクタールつくっていくのかというようなところで言わないと、砂浜をつくっても生き物は来ないのでは、環境という意味では意味がないのではないかという言われ方をしていくんだらうと。そこは2段階ぐらいで説明をする必要があるのではないかと私は感じます。それは、要するに学問の三本柱の中で言うと、環境のところは最も学問が遅れているところなんだらうと思います。これが1点です。

もう1点は、ついでにということなのですが、関連で実際に総合土砂管理というのが、この中で言うと防護・環境利用すべてのものをよくする、つまり、防護についても海岸侵食を防ぐということがありますし、利用もしやすいということもありますし、それから環境についても、生物が来るかどうかというのは100%ではないけれども、少なくともその可能性をつくる。今、侵食が進んでいて護岸があって、その下が消波ブロックに覆われていて浜が全くないというのは、ウミガメが産卵するというのは全く可能性として期待値ゼロという状態ですから、そこから期待値を増やすというのは意味があるんだと思うんですね。

そのときに総合土砂管理ということが実際にどういう格好でできていくのか。つまり、資源を使う、お金を使うとして、それが局所的な海岸保全にかかわるような、今までやってきた護岸をつくるとか、堤防をつくるとか、あるいはそれを面的防護にするとか、それはすべて海

岸線の長さにすると、少なくとも単年度で見ると非常に短いところを見ているわけですね。それについては費用対効果分析をするという手法もできているし、できるんだらうと思うんです。総合土砂管理の費用対効果分析みたいなものを含めて、資源投資の効果をどういうふうに見るかということをおこなないと、ここに出てきている総合土砂管理が重要ですよというのはもちろんわかったとして、実際にそこに資源を使わなきゃいけなかったときに説明責任をどうやって果たしていくのかということところはちょっと問題で、その辺は明らかにしていく必要があるんじゃないかと思います。

以上2点です。

事務局のほうから何かご意見ございますか。

1点目の件につきましては、私の言葉が足りないところを補っていただきましてありがとうございました。そういう点もあるのかなというところでもございまして、研究の中でも環境に関しましては非常に未確定な部分が多い記述であるという認識は持ってございまして、それを補っていくためには、当然、我々自身の研究・調査というものが必要になるかと思いますが、それ以外にも地域の方、それぞれの分野の方で研究されている成果とか、そういう活動との連携が必要になってこようという点があるかと思います。

2点目の総合土砂の件でございますけれども、ある意味では、1点目の砂浜の件のところとも絡んでくると思うんですけれども、結果的に回復した砂浜をどういうふうにベネフィットをカウントするかという点でもございまして、現在、防御という面、侵食に対しての面については、ある程度数字的にできるB/Cが算定できる面もございまして、その場という面でのトータルの算定みたいなものにつきましては、研究をこれから進めていかなければならない部分もあって、全体、いわゆる広い面での総合的な対策としての評価という面については、これからもう少し検討を進めていかなければならないような状況なのかと感じたところでございます。

ほかにご意見、ご質問、どうぞ。

2点あるんですが、まず、総合土砂管理のコストの話です。こういう問題こそ、逆に国のほうでやっていただきたいということがあります。それで、何人かの方と既に、サンドパイパスとかを何で公共でできなくて非公共でやれと言われるのかという議論もさせていただいているんですけれども、海岸のすごいダイナミックな自然のシステムに日本の会計システムとか財務のシステムがなかなか対応できないということがあるのです。それは砂が逃げたらどうするんだとかそういう話で、その理屈はわかるんですね。ただ、こういうことを言っているのは、先進国では日本が非常に特殊な頭を持っていると考えられてて、例えば海外のそういう土砂マネジメントで同じ理屈が通るかということ、およそ海外の財務のほうでそういうナンセンスなことを言って、自然のダイナミズムを殺すようなことをしないこともあるんですよ。だから、地球上の海岸で、なぜほかの国でできて日本でできないかということですね、土砂管理に関してもう一度見ていただく必要があると思います。そのコストは国民的に負担するものであって、自治体であまりにも財務的に大変だということであれば、国の公共でやっていくというのがあるんじゃないかと思います。

それから2点目なんですが、せっかく資料にウミガメとカブトガニを載せていただいたので、その話をします。今後の政策の参考になるのは、こういったシンボル動物をもとにした「天然記念物」という存在です。それは一種の制度ですけども、今は文化庁マターなんですけど、この制度は80年の歴史をもちます。大正時代に提案されて、地域が主体となって、その地域が誇るべき自然の景観とか動物とか、そういう生物 群体を守るという理念にあふれていたんです。これからやろうとする政策にとって参考になるシステムなんですね。

天然記念物についてはものすごく地域のボランティアによって守られたり、調査されたり、記録がつけられたりしたんです。しかし、この制度が海岸では事実上崩壊した理由というの

は、戦後にこんなに大きな自然改変が進むということを想定してなかったからなんです。だから、宮崎県の海岸で、指定地自体が侵食してなくなったとか、それからカブトガニ繁殖地の場合も、埋められてしまって沖合に指定換をしたということがありました。この制度を見ていくと、地域の中で一生懸命守ろうとして誇りを持って頑張ったんだけど、失敗した例がたくさんですね。大正時代と今が何が違うかといったら、科学的予測ができるとか、もうちょっと自然のマネジメントに対する科学が進んだということがありますね。今後、例えば「自然保護区」ということをご提案いただいていますけれども、そういった大正時代では対応できなかった問題を、ぜひそういった海岸の自然保護区をつくられるときに参考にいただければと思っています。

これは、普通に目標何個とかいって指定してしまうと、自然がたくさん残っているところの地域の方は、「こんなものがあるから開発できなくなるんだ」とか言って、「農薬をまくぞ」とか、「木を燃やすぞ」とか、いろいろおっしゃる人もいますけど、そういうことじゃなくて、良好な自然があることで地域が非常によかったとっていただけるようなソフトとかを支援していただいたりしたらどうでしょう。2つ生息地があったら、1つは徹底してサンクチュアリーにするんだけど、もう1つはどんどん人を見ていただくとか、そういった自然管理とか、いろいろなノウハウが世界的にもあるのですが、日本でできない理由は、主に私は財務とか管理の文化系のところにあるみたいで、自然については、もうちょっとやれることがあると思うので、自然管理の視点を出していただくと、海岸政策も少し進むのかなという感じもいたします。

以上です。

何か事務局のほうで答えございますか。

それも含めてご指摘いただきましたので、検討させていただきます。

多くの方々からお話しされていますけれども、前回も私、お話しさせてもらったんだけど、とにかく環境の視点からもう一回ちゃんと海岸をとらえるというのは、一遍、かなり力を入れてやってほしいなと思っています。

それはそれとしまして、この間の話の中から、健康における海岸の利用ということの一つ挙げていただいているんだけど、海岸をいかに活用するかと。保全の話だけじゃなくて、活用することによって、その海岸をもっとよくするとか何とかという意見が出てくる可能性が高いわけですね。その中で、プールに押されて海水浴が落ち目になっているんだけど、それはプールじゃなくて海水浴こそ、ある種の健康にプラスになるという要素もあると思っていますしね。それから、オゾン層なんか結構あるというのを大気の学者から聞いていると、それはそれなりに海岸線は健康にいいんだと、空気の意味においてもね。そんな話も聞いています。そういうことを加味して、薬の効能じゃないんだけど、海の効能みたいな、海岸の効能みたいなものを出していくということ、この健康志向の時代ですからね。だから、そういうことを打ち出していくことによって、ライフスタイルの中に海を生かしていくとか、海を取り入れていくという話が出てくるんじゃないかなと一つは思いますね。そういう点がある意味で国民の視点という感じがします。

それから、国民の視点というもう一つの視点からしますと、従来から建設省は「愛護」という言葉をよく使われているんです、今、国土交通省ですけどもね。「愛護」という言葉は、NPOとか市民の皆さんの活動の中でふだんほとんど使われていないんじゃないかなと思うんですね。「愛護活動をしましょう」「愛護活動をしました」「愛護のために何かしましょう」みたいな話は、これをもう少し、それこそ国民のふだんの言葉の中で使われている言葉に直してほしい。市民活動の立場からすると、極めて違和感を感じるんですね。ここでも結構、「愛護」「愛護」と使われているんですけども、建設省関係の中だけがこれを使っていたような気がしますので、その辺のところは何かいい形。例えば「保全活動」でもいいんですし、「市

民活動」でも何でもいいんですけれども、「愛護」はとにかくやめたほうがいいんじゃないかというのが一つ、私の観点です。

それから、利用のルールの話ですけれども、これはよく衝突しているのが漁業権との関係があると思うんですね、特にマリンスポーツの場合にね。一応、漁業権というのが網羅されているようなところがあって、そこに水上スキーが走り回るとか、おまえら来るなみたいな話もあったりして、結局、自治体あたりでも、生活がかかっているんだからみたいな話があって、漁業権のほうを優先的に擁護してマリンスポーツは出ていけみたいな話になりがちだろうなと思ってるんですけどね。それこそ農林水産省のほうでは、漁業権に対して、あれも何か慣習法で、一般の市民からすれば、何であの人だけが権利を持っているんだみたいなことがありますね。ずっと慣習法でやっているんだろうけれども、その辺のところ、見直しまではいかなくてもいいけれども、その調整については根本的なところから一遍考えてもらわないといけないかなと。そのことによって初めてルールづくりというものが納得のいくルールになってくるかなという気もしますので、その辺もそれは考えてほしいなと思いますね。

それから、極めて細かいことですが、12ページに載っている海岸の防御環境利用という右の点のところですけど、2行目に、これからの海岸づくりにおいては、海岸工学法、工学的、技術的な側面に加えてと、この2つだけが載っているんだけれども、こういうところこそ利用とか環境保護をちゃんと入れておいて、環境の結果とか何とかを入れておいてもらわないと、先ほどから言われているように、工学的な視点、防御の視点だけしか結局はないんじゃないかなみたいな感じがしましてね。

実際にやられているところを見ても、環境だから木を植えなきゃということがあるけれども、結構、山の木に近いものが海岸に植えられているというケースもあるんでね。別に海に近い海岸線の木というのはたくさんあるわけで、その中から選択して植えてくれればいいものを山に近いほうの木を海岸線に植えているとか、そういうことが起こる。それはデータ不足とか、知識不足みたいな、そういうものから技術者さんの形が出てきたときにそんなものになるんじゃないかなという気がしていますので、そういう点では海岸の環境に対するデータみたいなものを一遍、集大成しておいてほしいなとは思っています。

それから、最後のところ、17ページですが、海岸愛護活動支援情報というのが出ています。ちょっと調べてなくて申しわけないんですけど、数年前に私は青い羽根の募金というのをさせてもらった記憶があるんですね。赤い羽根、緑の羽根というのは、皆さん、よく知っているところですが、青い羽根、あれは海の何とかだったと思うんですけど、そんなのは例えば緑の募金が緑化推進なり自然環境保全のための活動にある程度助成されたりしています。これは支援のものになっていくわけけれども、ああいう青い羽根みたいなものがもう少し普遍化することによって財源的にも、あるいは国民の意識としてでもですね、こういうものが海岸の活動に対する応援になるんじゃないかなという気もしますね。ちょっと中身は私はわかってないんですけど、もしわかっていたらお答えいただきたいと思います。

今のはご意見もございますし、質問も入っているので、お答えいただけますか。

水産庁でございます。2点、水産庁に係る漁業権のお話と青い羽根の話が出ておりますのでお答えいたします。

漁業権の話については、昨年、水産基本法という形で、従来の沿岸漁業等振興法を改正して、基本法を作成した段階であります。いわゆる漁業権、先ほど慣習法とおっしゃられましたけれども、漁業権とあわせて水産をこれから、とるだけではなくて、生産、流通までを含めた形で広く水産の施策を紹介いたしておりますが、その中でいわゆる漁業者だけではなくて、遊魚も含めた形で海の利用を考えていかなければいけない、また、漁村だけでなく、都市と漁村の交流も進めなければいけない。広く国民に水産が理解される形の施策を展開しようという形になっておまして、漁業権については、確かに一つが生業と一つが遊びということ

で、対立する概念でとらえられてはおりますけれども、海を同じく利用するという立場でどのようなルールづくりが必要かということで、今回も遊魚船の登録法の改正とか、関係する法律の改正をいたしております。今後、双方より理解を進めて、トラブルを少なくするような方を推進していく考えであります。

2点目の青い羽根の件ですが、私も正確に承知してないんですが、水色の羽根というのもありまして、これは漁船海難遺児育英会などの資金のために募金を募っております。以上です。

何かございますか。

海岸の利用の効能の件につきましては、これも後ほどの環境の基本的な情報等も含めてなんですけれども、これが情報の収集、それから調査・研究の中に海岸に関する基礎的な情報に関する収集、整理というのも一つの項目として考えてございますので、そういう中でさらに充実を図っていくようなことを考えてまいりたいと思っております。

それから、「愛護」という言葉につきましては、中でもいろいろ議論も多少ございましたので、またいい言い方等を教えていただきながら、少し考えさせていただければと考えてございます。

それから、14ページのご指摘は冒頭でございますので、表現につきましてまた改めて考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

これもまた私が発言するとだんだん難しくなって恐縮なんですけれども、保険の問題を申し上げたと思うんですね。その点はどういう勉強をされて、ここには何も書いていないような気がするんですが、まずお答えいただきたいんですが。

前回、事務局でしたのでお答えさせていただきたいと思えます。保険の点、それから利用方法の見直しについてご意見をいただいたんですが、保険については河川関係でも議論がされていると思えますが、まだまだ議論が不十分だということで、特に日本の海岸では非常になじみにくいのではないかとということで、今回からは特に記述していないということでございます。

実際にどういう勉強をされたか、今、なじまないというのは非常に単純なお答えで、今、一番大切なのは、要するにトータルな費用対効果なんです。それで、先ほど言われたんですけど、例えば土砂の問題なんかも非常に重要で、例えば仮に事業費が非常にかかっても、それがコストベネフィット的にいいものというのはいり得るわけですね。そのときに、従来型のところをどのぐらいやるべきかということで、例えば保険で済むようなことであれば、保険に任せたほうがいいわけですね。それでなじまないという言葉、今、非常に単純に言われたんですけど、それはいろいろな側面があって、ハザードマップとの連携とか、土地利用の連携とか、いろいろなものももちろん絡んでくるんですけれども、そういうソフトの政策がほとんどここに書いていないような気がするんですけども、ほんとうにそれでいいとお考えかどうか、おやりになって私は非常に疑問なんです。ちゃんと勉強した上でね。例えば河川だって、アメリカの洪水保険について十分研究されているわけですよ。「なじまない」という一言でお答えできるような話じゃなくて、大変な研究がそこには必要であって、それで今のお答えですと、ちょっと説明責任という意味で言うと非常に問題があると。

もし、ご用意されていなければ、私は今日はこれで結構ですけれども、そういうことを本格的にお考えにならないと、多分、非常に難しい状況になると思えます。例えば今からどういうことが起こるかということ、地方の人口も例えば減っていくわけですよ。そのときに、例えば施設整備だけでほんとうにそういうことが可能かどうか。それから、どのぐらいの水準までやるべきかという議論も非常にそれと関係しているわけです。ですから、そこら辺が1点です。

もう1点、今日のご説明もよくわかったところもあるんですけれども、例えば各種調査の充実で国際会議とか、これをネガティブに言うと、大変失礼なんですけれども、地球温暖化、情報

ネットワークももちろん大切ですが、それより一番重要なのは、例えば市民参加の場合、NPOとか、ワークショップに対してどのような財源的な支援がされているかとか、公共事業でもものをつくるんじゃなくて、その前の計画とかマネジメントに対してどのような政策を打つかということが最も大切なんですね。それをボランティア的に無料でやろうというは、ある意味では全くナンセンスで、それこそが一番その地域の人たちの力を使ってやろうということの計画だとか、そういうことに対することが一言も書いてないですよ。こんなことを言うと大変恐縮ですけども、技術的な話に対して支援しましょうと。私はむしろ根本的な問題は市民参加とか文化とか何とかいって、ここに言葉づらは出ていますけれども、実際に実現できないことです。なぜかという、そこに介在する専門家に対する支援がちゃんとならないからなんですよ。

だから、そういう問題を、私はそういう意味ではソフトという意味がよくわかりになっていないんじゃないかと。大変僭越ですけども、ソフトという意味が、今、日本で求められているソフトという意味はそういうことなんですよ。民間との間の関係というのをどういうふうにインターフェースでやっているか、あるいはその人たちの実践に対してどのような支援をしているか。だから、箱物をつくるための調査費じゃなくて、それがトータルの意味でどれだけのコストベネフィットということで考えると、そういうことに対する支援がここに出ていないというのは海岸保全を進められないと思うんですよ。いかがでしょうか。

それでは、2点ご指摘がありました、前半の部分についてお答えさせていただきます。おっしゃるとおり、保険で対応するというのは非常に重要な問題で、よく勉強していくべきだと我々も認識しております。ただ、その効率性と公平性、どういう調和を図っていくかということ自身についても、まだ十分な答えは出ていない。それから、海岸について、保険で対応していくべきかについてはほとんど議論がされていないという状況です。「なじまない」という言葉が悪ければ、まだそこまで十分議論がされていないところで、防護については保険で対応することもあり得る、あるいは保険について研究をする、それをこの中期計画で書くこと自身についてもまだ十分なじんでいない、そういう意味でございます。

その後、現事務局のほうから発言させていただきますけれども、今回お預かりしているものの不十分さもちょっとございまして、ご説明してございませませんが、資料2-5は、実は前段での資料のご説明を最終的にはこういう形でアウトプットしていきたいというイメージでございまして、いろいろと海岸関係省庁で議論しております議論の途中ということなので、ここで一字一句の話はまだまだ議論にたえないなというつもりですので、これについてはご説明してございませませんが、実は今のところにつきましては、逆に説明資料をつくるほうでちょっと抜けていたりしておりましたので、その辺を補足させていただこうと思っています。

23ページをおあげください。基本的には、先ほど説明した趣旨とこちらの趣旨を合わせておるんですけども、23ページの下の方に、私どもとしての土地利用形態という形で書いてございます。23ページから24ページにかけてですが、土地利用を前提とするのではなく、土地利用の調整とソフト面との対策も組み合わせた総合的な対策。そういう方向性みたいなところとしては記述させていただいております。それをどこまで踏み込むかということについては、まだ具体的なところまで行かないというのが現実ということでございますので、方向性としてこういう議論ということが私どもとしても認識しているというところは書き込んでございます。これについて逆に説明資料、事務局としてご説明がちょっと不十分だったかなと思っております。これ自体、不十分というご議論はあると思いますが、少なくともこういうつもりではおりますということが1点でございます。

もう一つ、NPO等に支援という形でございます……。

支援だけではなくて、シンクタンクなりですね、要するにそういう専門家集団も含めて。まだまだそういう意味では認識不十分なのかもしれませんけれども、この文章のほうで

は、情報の提供とか、そういうネットワークというのも一つの支援になっていくのではないかなと思っております。また、おっしゃっている支援というのはどこまでかよくあれなんですけれども、私どもの目指す形としては、先ほども「連携」というキーワードで言いましたけれども、地域の人たち、また専門家の集団とか、つまり、行政だけではできないという認識で「連携」というキーワードで今後やっていきたいということを申し上げております。まだまだ正直言って、いろいろ未成熟というか、未熟なのかもしれません。そういう中で、そういう人たちの活動と連携していくそのための支援ということについては、25ページ以降、まだまだ言葉が不十分なのですが、「支援」という言葉をいろいろなところで使っていったら、パートナーシップというのを築いていきたいなと思っております。

ワークショップという点でございましたが、どこまでということについては私ども内部でも議論も進んでおりませんが、大きな方向としては、「連携」というキーワードでやっていきたい、そのための支援、あまりでしゃばるのではなくて、主体的に取り組んでいただくための支援だと思っていますので、その辺は気をつけながらやっていくという大きな方針は持っております。それについて不十分ということですので、それについてまたいろいろと議論して煮詰めていきたいなと思っております。

多分、河川なんかでは随分おやりになっていて、同じ行政の中でも随分進んでいるところが実際あるわけですね。だから、ぜひそういうのを取り入れていただいて、僕の個人的な意見は差し控えますけれども、河川のいろいろな可動堰の問題等々にしても、当時、建設省は全部それを専門家に投げてもいいぐらいの発言をされて、実際、そういうこともやっていらっしゃるわけですね。それに比べると、ここに書いてあることは随分、時代が戻っているなという気もするので、ぜひ支援という広い意味で、ほんとうにパートナーシップというのはいろいろな意味があると思うので、ご検討いただきたいということと、土地利用、調整等の「等」がポイントになるわけですね、いわゆる官僚の言葉としては。ですから、この「等」をもう少しお書き加えただいて、情報のネットワークの全国システムをつくるのかというよりは、もうちょっと分節化されたそれぞれの細かいセクターに対してどういうふうに対応していくかということのほうが多分、非常に重要だと思うんです。大きな組織をつくって何とかではなくて、そういうことをどういうふうにパートナーシップをつくれるかというのは地域によっても違うでしょうし、そういうものをもう少しお書きになったほうがよろしいのではないかと思います。

これは行政の立場から言いますと、行政がNPOにどうかかわるかという非常に大きな問題があるんです。一方で、ボランティアとか、NPOに行政が補助を出したりすると、それは行政の手足として使うんじゃないかと逆の反論がありましてね。今、一般のNPOとか住民の方々、ボランティアの間に行政が入って、うまいこと手を結んでやっていこうと、こういった発想なんです。ですから、連携とか提携という形で今いいと思うんですけど、そういう面から見ると、ちょっと話が戻りますけれども、さっきルールづくりのところであれを拝見すると、何か許認可とか条例をつくって制限するという規制が主体になっているんですね。それはもちろん大事だと思うんですけども、例えばかつて湘南海岸で試みられて、実際にはそれは失敗に終わったんですけど、民間企業とか、漁業協同組合とか、地元の市町村、いろいろな住民団体、NPO、そういう方々がみんな集まって協会をつくって、行政は、どちらかといいますと第三者的な立場で横から見ていると。そこで話し合いをしながらルールをつくっていく。海の利用のルールをつくっていく、そういうことをやっていたことがあるんですね。これは一つ新しい試みとして、規制というのはルールづくりを上から押しつけるんじゃないかと、市民全体が下からルールをつくっていくというのが新しい時代のルールづくりじゃないかと思うので、そういうことも少しルールづくりの中に入れてほうがよろしいんじゃないかと思うんですが。

11ページでご紹介している例、そういう意味ではちょっと不十分なのかもしれません。

私も正確に思い出せないんですが、ここにちょっと省略してございますけれども、実際に条例を施行する現場でパトロールとか監視の環境保護団体を認定して、その保護団体の人たちにやっていただいて、保護団体には一定の費用を払ってというシステムをこれはとって置いて、その前段として、この保護団体がいろいろな活動をしていたのが行政を拾い上げていくとおかしいですけれども、それを制度化しているというところがございまして、スタートはそういう人たちの活動みたいなものが根っこにあってこれは出てきております。その辺のところの活動が不十分かもしれません。それについてはちゃんと紹介し、またそういう取り組みというのでもエンカレッジするような方向にしていきたいと思っております。

それこそ、NPOと行政との関係で、私のところは三重県の伊勢湾沿岸でやっているわけですけれども、初期の取り組みは、自分たちの自主的な活動として海岸があまりにも荒れているから取り組もうということになり出した。それについて津市と県のほうから、特に県のほうから話があったんだけど、本来は県なり何なりがしなければならぬところをやってもらって悪いなみたいな話があって、何らかの応援をしたいなということですね。そうすると、例えばうちのNPOだけに特別に支援をするというのはなかなか難しい話ですから、そこで行政、津市、三重県、それから各NPOとか地元の自治会というものを全部集めて、「安濃津松風の会」というのを結成しています。それに対して10年間2,000万円という予算を一応組んでいて、その範囲の中で、各個別の団体がやろうとやるまいとどれだけやるかはそれぞれの勝手に、ある地域の中で枠組みは決まっているけれども、その中で何をしたいかを申請して、それについてお金が県と市のほうから出てくるという形になっていますね。

だから、そのところで永続的にやれる可能性というのは、単なる行政の下請でもなくて、NPOが勝手にやっているわけでもないところを調整するならば、ある程度の枠組みの中で承認する会議は開いていますけれども、何をどうしたいかということは各団体から結構自由に出てきていると。それでとんでもなくおかしかったり、あるいはそれはおかしいんじゃないかみたいな議論もちょっと出たりしますけれども、そこで一応調整しながらやっているという、そういうルールで今やってございまして、そのルールでもう6年ぐらいやっていますけどね。一つの例としてお話しさせていただきました。

ですから、民間が金を出し、住民も金を出し、自治体も金を出すとという形で、公益法人をつくるような形でもあるんですね。

基本的には、自分たちでやるつもりでお金も、いろいろな点で用意はしたりいろいろしますけどね。

これ、海岸じゃないですけれども、尾瀬の管理財団というのがありまして、あれはやっぱり公益法人で管理しているんですよ。行政的な権能はもちろん持ってないんですけれども、東京電力が土地を持って、そこに関係県とか市町村が金を出して、尾瀬管理財団というのをつくってやっているんですね。そのような方式もありますから、これも地域によっていろいろな方式があったってよろしいんじゃないですかね。

海岸、いろいろあるんですね。漁港もありますし、港湾もありますし、干拓地もありますし、そういう意味で経済性が非常に大きなかわりを持ってきます。それから我々の海岸ですと県境があるんです。宮城県と岩手県の漁業の問題とか、いろいろな問題が複雑にあるんです。ですから、NPOとか、そういうものは大変大事な時代になってきましたけれども、経済がまだまだある程度大事な地域にとりましては、そういうところとの整合性ということを十分考えながら、我々地方自治体ではやっているんです。ですから、そういう意味では、地域の皆さん方が自主的に美しい海岸を守っていこうというコンセンサスというんでしょうか、そういうことをベースにして考えていきたいと思っております。それがどこに理念があるかどうかというのは、それぞれ考えに違いがあると思っておりますけれども、それぞれの違いがあっても、総体的に海岸を守っていこうという考え方というものが出てくるはずですから、それを大事にし

て、我々首長というのはそんな調子でやっていくということが大切だと思っております。

そういうことで、今、漁港もあるし、港湾もあるし、干拓地もあるし、我々のところでは建設海岸ございます。そういう中で、養浜ということを考えますと費用対効果があります。この間も言いましたが、漁港のところに砂がたまっていたり、港湾のところに砂がたまっていたり、そういう砂をまたミチゲーションという言葉何か前のときにご紹介がありましたが、アメリカではミチゲーションという考え方で砂を活用していく、生かしていくという考え方があると聞きしましたが、そういうことを地域地域でやりやすいような各省庁間の協調というんですか、それが私は大切だと思っております、この間、ちょっとダムのごことが新聞に載っておりますので、ダムの砂も大切にすると同時に、今、海岸にはいろいろな建造物、構築物ができていることに、砂が不要なところにたまり過ぎているところを活用していく。こういうことをこれからの地域で、あるいはそれぞれの省庁で進めていってほしいと思っております。

その中でいろいろやっていますと産廃との関係が出てきます。例えば漁港のものを動かそうと海上保安庁に届け出をしなければならんとか、いろいろな問題が出てきているんです。ですから、きれいな砂、我々が見ている砂はすぐ隣のところに持っていっても、それを簡単に認めてくれるような、それが地方市町村長に権限を与えろとか、そういう制度化をしっかりと確立することによってそれぞれの地域の海岸を保全していく。そういうやりやすい方向性に進めていってほしいと思っております。

さっきちょっと話がありました、やっぱり海岸というのは健康にかかわりがあって、我々は海から生まれてきたんだと言う先生たちもおられます。ですから、健康、海岸浴というんですか、海水浴だけでなく、砂浴とか、いろいろあるわけですから。それから我々のところには松原がありますから、そこには森林浴もあるわけですから、これから国民全体の財産としての生かし方、そういう意味では国民の理解を得るような努力を我々もやりますし、国、地方問わずやっていく必要があるんじゃないかなと感じております。長くなりました。

関連していいですか。もう一つ、地方の立場から言わせていただきます。

私はこの前から申し上げているように、うちの熱海の場合には、一たん埋め立てで海岸がなくなった後、港湾事業で、海岸整備事業ですばらしい海岸ができているわけでありまして、うちは観光地でありますから、観光振興にとって非常にメリットがあるんです。今度のこの中で海岸環境のごことが随分触れられていますから、大変いいんですけれども、ずっと拝見していても、観光のための港ということはここに書かれていないわけですが、実は今、公共事業が随分たたかれていますけれども、うちあたりでは、こういう海岸をつくったから、こんなに大勢のお客さんが増えたということが非常にわかりやすいわけです。

これは海岸本来のものかどうかわかりませんが、実際、大きくイメージが変わりましたし、またイベントも海岸でやる。例えば一つの例を挙げますと、ハワイアンフェスティバルというのを去年から始めまして、これは、今までは東京の奥さん方が東京ですと体育館の中とか、そういうところで踊っていた。それを熱海で誘致しましたら、海岸ペリで、今度の新しい海岸で踊れるということで非常に好評なんです。

そういうふうに、うちあたりは海岸事業で大きくイメージを変えて、そして大きく誘客をしている。昔は、海岸がこんなにすばらしくないときには、夏枯れだったんですけれども、今は夏に一番お客さんが来てもらっています。そういうところ、この間も先生方のところへ行って、そんな話をしましたら、そうか、そんなに公共事業も有効に働いているのかというようなお話もありました。

ですから、私は海岸の中にぜひそういうまちづくりというか、もう一つ踏み込んで言えば観光的にもすばらしい海岸をつくっていくんだということも一つ入れていただければありがたいなと思います。

管理という面で、地方自治体としての考え方ですけれども、今ここでいろいろ挙げていた

だいておりますし、例えばNPOの問題、そのほかいろいろ連携の問題の話をしていただいておりますけれども、もちろんそういうことも大事ですけれども、特にそういうふうに連携がうまくいかない地方の海岸というのはいっぱいあるだろうと思います。こういうものの管理の中でも特に、それからこの中で流木の問題だとか、さまざまな施策の問題、あるいは愛護の問題、こういうことがありますけれども、やはりこういうものは、ある意味から言うと、そのある地域、あるいはそこに直接関係する町村だけの管理になってしまう可能性も意外とあるわけですから。そういうことから、広域的な連携といえますか、特に必要だろうと思います。例えばこの中でも河川流域によるさまざまな施策の連携の中でも、上流から下流までの、ほんとうは土砂の問題もそうですけれども、強いて言うならば流木なりごみの問題、こういうものも、そして、結果的には下流だけにそれが、特に湾の部分、例えば私のところの有明海もそうですけれども、瀬戸内なんかでもそうですけれども、そういう湾の部分、こういうところのこういうこともぜひ広域的な管理、あるいはいろいろな多くの人々が管理にかかわっていただけるような施策なり、あるいは行政の姿勢も必要だろうと思います。

これは市町村だけじゃなく、県の境界を越えて、複数の県が一緒になって共同で当たるというシステムが必要なんでしょうね。これは今、広域連合のシステムが考えられているわけです。ある県はしっかりやっても、お隣の県は全く何もやらんというのでは国民全体の目から見ると非常に困ったことですから、そういうことも考えていくべきだと、これは広域的ということに入ってくるんでしょうけれども。

岩手県では宮城県と海岸の指針をつくっています。

ええ。どうぞ。

ちょっと私はきょうの資料の2 - 4の最後、情報のところについて意見を述べさせていただきたいんですけれども、これはもうちょっとアウトカムも含んだような情報収集をし、それを公表するということが大事じゃないかという気がしています。それは、ただいまお話があった広域ということがあって、その前から話があったような国だけが海岸保全をするわけじゃもちろんなくて、地方自治体が当然中心になるわけですし、そこにNPOも専門家も入らなきゃいけないくて、それぞれの持ち味を出しながら全体としてやっていくというのはまさにそのとおりで、しかも先ほど発言したように、環境などの問題についてはそうやっても、なかなかやっていることと目標が達成されたことがはっきりしないという面があると。そこを埋めていくためには、17ページで防護、環境、利用というのが2つ目、3つ目、4つ目に書いてあるんだらうと思いますけれども、それは現状でどこまで整備をしたかということにかなり近い情報であって、整備をした結果として、ほんとうにアウトカムとしてどういう効果があったのかという情報ではないように私は思います。例えば「地域防災計画作成」というのがありますが、ハザードマップをつくったとか、それから海岸保全施設整備の情報というのが上に入るんですか。そういうものがあるんだけれども、その結果として、じゃあ、今年は高潮の被害があったのか、なかったのか、どのくらいあったのか、津波はどうだったのか、侵食はどうだったのか。海岸愛護活動というところはちょっと広くとっちゃいますけれども、多分これは環境整備の結果としてどれだけ鳥が飛んできたのか、生き物がどれだけすむようになったのかという情報が入るべきなんじゃないか。

最後に、利用についても、熱海の市町村からお話がありましたけれども、まさにどれだけ人が来たのかという情報があります。今私が申し上げた情報は、防災なんかも含めて非常に年々の変動というのは激しいんだと思うんです。激しいから、おそらく防護という意味の整備をしたからといって、外力のほうが大きかったら、大きな台風が来たら、やはり今年は被害を受けてしまいましたということで、これは情報を集めてきて出すときにはある程度言いわけをしなくちゃいけないようなこともあるかもしれない。けれども、それが最後のアウトカムなわけです。それは分析として、たまたま外力が大きかったということでもいいと思うし、それから鳥

についても、今年は富士川には来なかったけれども、大井川に来たということでも、それはそれで構わないけれども、そういう情報がここに入っていないとちゃいけなくて、そのことが入っていると、海岸の事業をやる、あるいは海岸をよくしていくというところがどこまで進んできたのかというのが、変動がありながらも見えてくる。どこを反省して、どこを直していかなくちゃいけないのかというのもだんだん見えてくるようになるのではないかという気がします。先ほどの施策をしても目標が達成されるかどうかわからないという不確実性をここで引き受けてみたらどうかという気がしています。そうすると、私は行政のことをほとんどわかりませんが、私の知っている範囲で、事業をやるとそれに伴って調査費がつくというようなやり方では全然だめだと私は思います。つまり、特に生物のところというのはものすごく調査にお金がかかって、それを護岸をつくるかということ的前提にして生物の調査をするわけにはいけないので、もっと別の仕掛けで、真剣に情報を集めて、それを出すというような仕掛けをどこかでつくりたいとできないのではないかという気がします。

もしくは、場合によってはアセスメントで環境的なデータをとるようなこともあるわけですから、それは種類によって違います。

それをアセスメントでとっていることもあるし、それから局所的にはいっぱいデータが出ているし、それを出す機会としてはいろいろな協会の雑誌が出ていて、そういう雑誌を見るといろいろな情報が出ているんですけども、それをどこかに集約して、全体像が見えてきて、日本の海岸保全はどうあるべきかというのが何となく出てくるような仕掛けが必要なんじゃないかと思います。

今、おっしゃったことの補足になるんですけども、天然記念物運動が地域愛護とナチュラリストに支えていただいたにもかかわらず、どこが失敗したかということ、専門家がきちんとデータをまとめて、それにどういう意味があるかというようなところのサポートシステムがなかったというのがあるんです。ですから、ものすごく皆さん何十年と亀の産卵データを持っているんですけども、それを分析するということがないままお蔵入りして、海岸環境が徐々に悪くなっていったということがあるんです。

今後は、そういった地域の方が熱心にとられている情報をきちんとシステムティックにもうちょっと管理に資するような形にまとめていかれるような立場の方が必要だと思います。そこを「連携」という言葉であまりにソフトに言ってしまうと問題が見えなくなる。例えば私なんかは海岸環境問題についてもものすごい大量の問い合わせと大量のデータが来て、何でこんなのをただで私がやっているんだろうかと思うこともあります。それは、自分のフィールドだからやるんですけども、一方で、それをお金を出してもらってフィールドにも行かないし、地元とも接点がないままやっている人がいるということは、私個人は非常に頭にきているわけです。

それは今後、いろいろな調査結果のデータの公開だけでなく、コストの公開をしたときに問題が発生します。多分海岸で何十年もデータをとられてきたのに、行政調査には呆れるぐらい調査費がついている。なのに自分たちのデータをただで持っていったちやっつたというのは既に幾つかのところで発生しているんです。例えば亀のデータとか、カブトガニの産卵データは夜ですから、それを人間の発注でやったら1日5万円とかかかっちゃうと話を聞くと、それに対する知的所有権とか評価が不当なんじゃないかというのは、何となく皆さん思ってきていて、それをうまく解決するような社会的な仕組みをつくるというのがあると思うんです。だから、それは会社とか公益法人とかに行くんじゃないかというの、何となく皆さん思ってきていて、それをうまく解決するような社会的な仕組みをつくるというのがあると思うんです。だから、それは会社とか公益法人とかに行くんじゃないかというの、何となく皆さん思ってきていて、それをうまく解決するような社会的な仕組みをつくるというのがあると思うんです。だから、そういった部分のコスト意識というのをきちんとマネージしていくということが必要だと思います。

そういうことをやっていらっしゃる方はほんとうに数十円の単位でけちけちしてやっていて、だれがジュース代を払ったとか、そういう話でもめたりとかするんです。でも、一方で事業費って何億円もあって、そのギャップというのが国民に対する海岸の意識の中にあるので、そこを是正していただけたらと思っています。

もう1点、不確実性に基づいて環境を維持するにはどうしたらいいとか、あと、地域の方に経済的なご迷惑をかけないで維持するにはどうしたらいいかということも私も研究の中でずっと悩んできました。最近では海岸の背後地で、非常に地元が大事にされている海岸はいいんですが、そうじゃないところは、例えば青森県とか新潟とか、雪が降っているときに、背後地に大量の産廃が捨てられて管理できないとか、そういう状況が発生しているんです。それに対して海岸を大事に思う人が、海岸の防護施設とかいうことはある程度いいから背後地をきちんと立入禁止にして、その砂丘を守ってくれるような保全の仕方もあるのでは。「砂丘」は環境だけじゃなくて、背後の湿地や、田んぼを守ってくれるということもあるんです。地方の方は自然の地形の防護効果もご存じなのです。海岸線は国がというんじゃなくて、もっと背後地も含めて地元にあまり負担をかけないような形で公有地化するとか、あるいは非常に大事だとみんなが思う場所は知床の森みたいにトラストみたいなものも考えていいと思うんです。だから、地元の方が、自治体が全部維持費を払うんじゃなくて、そこを大事に思う人とかがトラストをして、それである程度所有権を買った中で、今度、公的に地元の方に管理をお預けして、管理費も国民的に負担していくとか、そういった具体的な制度の仕組みを見ていかないと、今後の議論には耐えないんじゃないかなと思います。

自然再生の議論は今後、海岸でもに大きい事業化が議論されると思うんですけれども、海岸線だけでやろうとすると多分コストパフォーマンスが悪くて、この程度でこんなお金を使ったのかとか必ず言われちゃうので、もっと背後の利用との調整とか、そういった用地の確保とか、それも含めた自然再生とか復元もお考えいただけたらと思っています。以上です。

要するに、コストパフォーマンスというのは唯一の基準じゃないんですね。

そうです。

だから、幾ら金はかけても、その効果の客観的な算定はできないのがあるんですね。そんなものを全部経済学的にコストパフォーマンスだけで割り切るといえるのは、私は非常に不満に思っているんで、複合的な他の基準もないといけないんですね。

ところが、我々も情報公開制度なんか、それはえらい金がかかりますね。どれだけの効果が上がったかというのは、これは測定不可能なんですね。だから、それを政策、費用対効果だけで判定すると、金ばかりかかって効果が上がらないからやめろということになります。ほんとうはもっといろいろな複合的な基準がなくちゃいかん。それはこれからの問題です。

自然再生については、多分亀が来た来ないとかいうんじゃなくて、亀は来なかったけれども、ハマヒルガオが戻ってよかったとかの視点もあるのでは。あらかじめ事業をやる前に、先生がおっしゃるように、目標の中でコストに対してどのくらいの確実性があるか、ないかとか、あとは亀が目標だけれども、亀が来なくても、こういったものがトータルとして質的に戻ってくるということの説明が必要だと思っています。

それがこうした価値観念に対してどれだけ重要度を持つかという基準がもうちょっとなくてはいけないんです。これは客観的な数値にはなかなかかなりにくいんです。

今のご発言とちょっと関連するんですけれども、私もちょっと海岸でお手伝いしたことがあって、北海道の白老というところにヨココスト湿原というのがあって、海岸からちょっと入ったところに湿原があったりするんです。だから、それを海岸の線のところで考えるんじゃなくて、今まさに言われたように、もう少し面的にその部分をどういうふうにするか、そういうことが多分ほんとうにこれからの一番課題ではないかと思っています。

もう1点は、今座長が言われたことと私の意見と若干違って、費用便益分析というのは決し

てお金に、例えば多様性の問題にしても、実はそういう問題もすべてお金に換算する手法がございまして、コンティジェント・バリュエーション・メソッドとあって、仮想市場法というのがございまして、これは実際にいろいろと、ここではないんですが、日老のところでも少し私はお手伝いしたり、河川とかも随分おやりになったり、いろいろしておりますので、決してコストパフォーマンスというのが安ければいいということを言っているのではなくて、経済評価というのは実はもっと広い意味なもので、若干誤解のないように。ここで発言しておかないと、私の自分の専門からいって、それは要らないということとほとんど同じことをあれなので、そうではなくて、もっとそういうことを今、前向きにとらえる。決してお金を安くしろということではなくて、お金をかけた以上のものがきちんとあるということとをきちんと出していこうということですので、誤解がないように。

それはいろいろな異論が、意見があると思います。今の後背地の問題というか、オホーツクの問題は海岸法の改正をするときにゾーニングをとろうかとるまいかという議論をしたことがあるんです。これはなかなかゾーニングを海岸法でとることは難しいんじゃないかというので、それをあきらめちゃったわけです。ですから、それをやるためには、海岸法を改正して、背後の後背地まで取り込んだ広い区域で新しく設定しなければならないという問題があるので、課題の一つであることはよくわかっていますけれども。

保全とか、市民参加あるいは国民参加の問題として考えたときに、今、トラストという話が出ただけけれども、所有権にかかわっていくということは、かなりこれからはかなり難しいと思っています。使用貸借的な、あるいは賃貸借的な形のやり方なら可能性としてはかなりあって、それはもちろん理念先行型で、何も自分が借りたから勝手にしましようという話ではもちろんないんだけど、管理の方法のようなものはある程度任される。それでないと、それこそただ働きして、公有地を何で私が管理せんなんのという話が出てくるので、それこそ使われているだけの話、ただ働きさせられているだけの話。だから、ある程度は、このところはあなたにお貸ししますみたいな形で、しかし、これとこれとこういうルールはちゃんと守ってくださいというようなことでやっていただくというようなことをすれば、わりあいそれが好きな人というのは結構いたり、それが重要だと思う人がいますから、自分なりに設計がある程度はできますから、そういうものとして活用していく一つの方法としてはあり得るなと思っています。

それでは、時間も大分迫ってまいりましたので、最後に議題4のパブリックコメント、これだけでもいろいろな意見が出てくるわけですから、パブリックコメントにかかるいろいろな意見がたくさん出てくるとは思いますが、説明をお願いいたします。

会議の冒頭におわび方々お願いということで、パブリックコメントの実施時期につきまして、ずらしていただけないかというお願いを申し上げたわけですが、理由は先ほど申し上げましたように、現時点でご提示できるほど精度を持った数字が間に合わなかったというところがございます。ですから、その数字を含めてご検討を第3回をお願いいたしましたので、その後、パブリックコメントの実施を考えていきたいと考えています。

この際に使う資料等がございますけれども、第3回の検討会にご提示いたしました資料等をご審議いただくということでございまして、実施方法につきましては、第1回のご説明申し上げたような形で考えてまいりたいと思っております。特に時期の件につきまして、現時点ではご提示できるような案を持っていないものから、実態上は第3回以降になってしまうということでご了解いただければと思っています。

以上でございます。

これにつきまして何かご意見ございますか。どうぞ。

パブリックコメントは非常に重要だと思いますので、ぜひお進めいただきたいと思うんですが、私は一言だけコメントを。冒頭に申し上げた美しさの問題を含めてここでいろいろ議論

が出ているということは非常に重要で、多分そういうことも含めて情報を提示した上でぜひやっていただきたいと思います。議事録はもちろんここで公開、インターネット上でも多分公開されていますのであれだと思んですが、多分一番重要なことは、ただそれをやったという事実を残すことではなくて、そこにいろいろな意見があるということがあって、確かに私の意見は少数派だとは思いますが、そういうことがあったということ自体が多分意味が非常に、私が正しいということでは全然なくて、それを公開してパブリックコメントをしているのがいいと思います。つまり、きょうの資料だけ出していただくと、これについていろいろ議論しろという感じになる。多分その背景がよくわからないのではないかと思いますので、ぜひその点は、希望としてはそういうことも含めてお出しただければありがたいと思います。

一般にパブリックコメントのやり方はどういうふうに行っているのでしょうか。それは議事録をつけて出すという形をとっているのでしょうか。それとも……。

現在のところ、まだそこまで具体的なところまでは詰め切っていないところですので、まずご意見をいただきながら、最終検討しまして、第3回の資料もできていない時点でございますので、どういう形になるかということも第3回の中のご議論を含めて決めていきたいと思っております。

もちろんパブリックコメントは結構ですが、やや形式に流れている感じがするんです。だから、とにかくやらなきゃならないからやるだけという形で、ほんとうはそこから来た意見に対してレスポンスをするというようなことがないと、ほんとうに実効性は上がらないんですけれども、どれだけ来るかわかりませんから、警察庁なんかは1万何千件も来てお手上げになったというような例もあるんです。

パブリックコメントを出すときに、この会議がやっている「海岸」と「保全」という定義はきちんと書いておいたほうがいいと思うんです。一般の人が海岸とか保全といったときに、多分ここのおられる方と全然違う、もっと広い概念でとらえられると思うので、そういったことをお願いしたいのと、それから、きょう、座長からお話があったみたいに、海岸法の中で議論をしたりとか、扱えるというのは今のところどこなのかというのをきちんと提示しておいたほうがいいと思うんです。

それが難しいんですけどね。

そもそも多分国民の人は、海岸ということがそんなことになっていることすら知らなくて、こんな狭いエリアでこういうぐちゃぐちゃみんなで行っているから、結構見かけ悲惨なことになっているところもあって。だから、そのこともきちんと説明しないと、ただ怒りの声がかるとかということだけで、そういった背景についてのうまい資料をご準備していただきたいと思っております。今後、例えば座長からあったみたいな海岸法を変えるときに、背後の問題まで扱えなかったことも書いたほうがいいし、沿岸域という概念で議論し始めていることも書くんです。海の事だけでなく、土地に関する法や国家賠償法とか、そんなのもあるんですよということも議論の前提に書いていただくと結構皆さんハイレベルのコメントができるんじゃないかなと思います。

それを難しくするとレスポンスがゼロということもあるんですね。

そうですね。あと非常に先鋭化した人から来るとか。

なかなか難しいんですね。新しいやり方ですから、少し試行錯誤で直していったり、これから育成していく制度だろうと思うんです。

だから、パブリックコメントも資料をどばっと載せるんじゃなくて、海岸とはとか、階層化した情報を出していただければいいと思うので、それで漠然と意見を言いたい人用のでもいいし、資料を精読したい人用でもいいでしょう。それは今度のパブコメの実施についての資料の中で、ホームページの目次とか階層についても示していただければいろいろな方からご意見

をいただく枠組みとかを議論できるのじゃないかなと思います。

それでは、時間も近くなってまいりましたので、きょうの議論はこれだけにしたいと思います。きょうで最終じゃないんです。当然もう1回ありますが、場合によってはもう1回あるかもしれないということで、これはいろいろな事情が絡んでおりますので、また説明いただきたいと思うんですけれども、パブリックコメントの実施に向けて、きょうの議論を踏まえまして、ひとつお願いしたいと思います。

委員の皆様につきましては、非常に長時間にわたりまして大変ご熱心な議論をいただきましたが、あと事務局のほうでまた今後の扱い等についてご説明がありますので、事務局のほうにお返しいたします。

今後の話につきましては、後ほどまた私のほうから幾つかお願いをさせていただきます。

閉会に先だちまして、幹事省よりごあいさつ申し上げます。

本日は大変お忙しい中、ありがとうございます。拝聴いたしております、大変参考になりました。私個人的に思いますに、海岸行政というのは霞が関の中でも最も難しい行政の一つじゃないかなと。関係省庁は多岐にわたりますし、ましてや私ども管理している部分が、管理というか、国が関与するのが非常に限られているということと、今、おっしゃったように国民とのギャップが非常にある。その中間に県の行政がある。そして、実際に利用されているのは市町村長だということで、非常に難しい行政をやっているなという思いがしてございます。

その中で、平成11年に海岸法を改正しまして、環境と利用を入れたためにさらに難しくなった。今まではディフェンスだけやっていれば、弱いところだけを手当てしていればよかったんですけれども、環境と利用と言った瞬間、全く違った世界に入っていったということでございまして、今、私どもの事務局のほうで自分たちの頭の中を整理できずに、つまり自分たちのやれる範囲は空間的にここしかないんだけど、実は求められることは全く違うことを求められているということを認識しているわけでございます。ですから、今、最後におっしゃいました階層的にということを使うのはいいのか、つまり、国民にはもっともっとフラストレーションがあるので、フラストレーションをもろに我々は受けて、そのフラストレーションを圧力として私どもが新しい形、新しい行政を財政当局に向かっていかなきゃいけないのかなという思いもしてございます。

ですから、ぜひこれからも先生方、遠慮なく、きょうも先生方からさまざまな厳しいご意見がございましたが、実はそれを言っていたかかないと、私どものエネルギーになりませんので、ぜひともこれからもよろしく私どもを叱咤激励していただきたいと考えてございます。最小限やらなきゃいけないのは、事業をやる以外のすべての海岸を、県の境界を越えて国が調査をしていきたいというようなところができたらいいんだけどなと。それさえできない。情けないなと。つまり、事業に伴っての調査しかできない。そんなばかな話はないと思っているんですけれども、限界はそういうところにあたりしております。そういうことを一步一步乗り越えていきたいと思っておりますので、これからもよろしく。私ども事務局はもっと言いたいんですけれども、自分のやれる権限というのは決まっちゃっていますので、それを越えた瞬間、権限がないくせに何を言っているんだということになりますので、大変言いにくいかと思っておりますけれども、先生方が言う分には何を言っても結構でございますので、それは全部、固有名詞はともかくとして、そういう厳しいご意見を言われたということは国民にオープンにしながら、私どもはまだまだやるべきことがいっぱいあるなど、きちんとそれを認識することが大事だと思っております。これからもよろしくご指導を賜りたいと思っております。よろしくお願い致します。

事務局のほうから何点かご連絡というか、確認等をさせていただきます。

本日、たくさん、また前回いただいたもので、我々事務局の力不足でまとめ切れなかった点を改めて指摘をされまして、私どもも頭がクリアになった点がございまして、これを次回に

向けて整理していきたいと思っております。

まず1点目でございますが、前回もいたしました、本日の資料と議事録は公表することといたしております。議事録につきましては、事務局でまとめまして、最初は発言者入りでお送りしますが、公表は発言者を抜いた形でさせていただいております。そういう準備を進めますので、またご協力のほどよろしくお願いいたします。

2点目でございます。今お話にございました3回目の検討会を4週間程度作業をして行いたいと思ひまして、7月22日から8月2日までのご都合をお伺いする紙を入れてございます。きょうここでご記入いただけますれば机の上に置いていただいて、もしできなければ後日ご返送してください。調整いたしまして、日程を設定したいと思っております。

ほんとうに重ねてでございますが、資料等不十分な点があったかと思ひますが、きょうの議論を踏まえまして、次回に向けて調整させていただいて、またご指導いただきたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。

了